

令和 7 年度 第 1 回市川市文化芸術事業検討懇話会次第

○日 時 令和 7 年 8 月 2 5 日(月) 午後 1 時より

○会 場 市川市役所第 1 庁舎 5 階 会議室 6

次 第

1. 開 会

2. 文化国際部長挨拶

3. 進行役選出

4. 意見交換事項

(1) 文化振興ビジョン改定について

(2) その他

5. 閉 会

令和 7 年度

第 1 回 市川市文化芸術事業検討懇話会

○日 時 令和 7 年 8 月 2 5 日(月) 午後 1 時～

○会 場 市川市役所第 1 庁舎 5 階会議室 6

市川市 文化国際部 文化芸術課

目 次

	頁数
1. 第2次（次期）市川市文化振興ビジョン策定スケジュール	1
2－1. 第1次（現行）市川市文化振興ビジョンの概要	2
2－2. リーディングプログラム「街かどミュージアム都市づくり」の展開	3
3. 第2次（次期）市川市文化振興ビジョン策定に関わる方針	4
4. 基本方針の振り返りと評価	6
5. 市の文化芸術についてのアンケート結果	26
6. 文化振興ビジョン改定に係る文化芸術活動団体についてのアンケート結果	34
7. 千葉県の文化芸術を取り巻く現状と課題	40
8. いちかわの文化施設	43

《 参 考 資 料 》

1. 市川市文化芸術事業検討懇話会の運営に関する要綱
2. 委員名簿

第2次(次期)市川市文化振興ビジョン策定スケジュール

1	振り返り、現状の把握	6～7月実施済
・基本方策詳細ごとに、庁内関連課に調査実施。 ・市民を対象に「文化芸術についてのアンケート」を実施。(資料5) ・団体を対象に「文化芸術活動団体についてのアンケート」を実施。(資料6)		
2	自己評価	7～8月実施済
・1の調査結果をもとに、現状を把握し課題を抽出。(資料4) ・第2次(次期)市川市文化振興ビジョン策定方針を検討。(資料3)		
3	第三者評価 <第1回 市川市文化芸術事業検討懇話会>	8月25日
・文化芸術事業検討懇話会委員による評価。		
4	将来像の設定・第2次(次期)市川市文化振興ビジョン草案作成	9～11月
・2, 3の評価をもとに、基本方針・基本方策を設定し、草案を作成。		
5	意見聴取 <第2回 市川市文化芸術事業検討懇話会>	11～12月
・草案を提示し、懇話会委員の意見を聴取する。		
6	最終案の作成	2026年1～2月
・懇話会の意見をもとに、最終案を作成。 ・パブリックコメントの実施(1ヶ月間程度)		
7	第2次(次期)市川市文化振興ビジョンの策定	2026年3月
・パブリックコメントへの回答、ビジョンへの反映。		

第2次(次期)市川市文化振興ビジョン 開始

第1次文化振興推進実施計画 策定に向けて始動

- ・第2次(次期)市川市文化振興ビジョンで掲げた基本方針・基本方策を具現化するための基本的な施策や事業を示す実施計画を策定。
- ・令和8年度 市川市文化芸術事業検討懇話会 <3回開催予定>

第1次(現行) 市川市文化振興ビジョンの概要

第1章 ビジョンの趣旨

1-1 ビジョン策定の背景と目的

- ◎本市は、水と緑が織りなす自然環境の中で、文化芸術の土壌が育まれ、まちを舞台に地域に根ざした様々な文化活動が繰り広げられてきた。
- ◎市民の文化活動のさらなる促進を図り、「文化都市」に相応しい街づくりを計画的かつ体系的に進めていくために、文化振興の目標や基本方針などを「文化振興ビジョン」として策定。

1-2 ビジョンの性格

【計画の位置付け】

- ・「文化振興ビジョン」は「市川市基本構想」(2000年12月)を上位計画とする。
- ・「基本構想」で示す基本目標のひとつ「彩り豊かな文化と芸術を育むまち」を実現する中長期プラン。
- ・「文化都市」実現のための方策や体制、リーディングプログラムを示し、市民と事業者と市(行政)の連携による特色ある地域づくりの指針とする。

【ビジョンの目標年次】

- ・「市川市基本構想」と同じく2025年度を目標年次として、2002年度策定から概ね25年間の指針とする。

第2章 基本的な考え方と目標

2-1 文化に関する基本的な考え方

- ◎文化は人々の生き方や暮らし全般を含み、それらは「まちの文化」として表れる。
- ◎芸術は「まちの文化」の中心をなし、人々の生活にゆとりや安らぎをもたらし、人生を豊かに彩り、文化振興を牽引する役割を担う。
- ◎地域に根ざす文化資源や文化活動等は地域への誇りや愛着を深め、「まちの文化」として住民共通の拠り所となる。

2-2 課題

- ◎市内各所には自然や歴史、人々の暮らしを反映した「まちの文化」があり、地域に根ざした文化振興が求められている。
- ◎地域を彩る文化資源の活用、地域に根ざした文化活動の促進、潤いとゆとりある市街地の形成(街づくり)が課題。

2-3 視点

- ◎文化振興は市民の発意を尊重し、誰もが等しく文化活動に参加できる環境整備が必要。
- ◎様々な文化資源を有効活用し、教育、福祉、商工業、街づくり等の多様な分野を連携した都市基盤の整備が必要。

2-4 目標

- ◎彩り豊かな文化と芸術を育む「文化都市」の実現に向けて、地域の文化資源の活用や活動拠点の整備を図り、文化活動を支援し、文化情報を発信するなど魅力ある街づくりを推進する。

第3章 基本方針

3-1 地域を彩る文化資源の保全・活用

- (1)文化財等の保存・継承・活用
- (2)自然環境の保全・活用・再生
- (3)身近な地域の文化資源の発掘・再評価・活用

3-2 文化活動の拠点と回遊ルートの整備

- (1)既存施設・寄贈民家等を活用した拠点整備
- (2)民間施設、各種公共施設を活用した文化活動の場の確保
- (3)文化活動の拠点を結ぶ回遊ルートの整備
- (4)歩いて回れる総合的な交通計画の推進

3-3 豊かな心を育む文化活動の支援

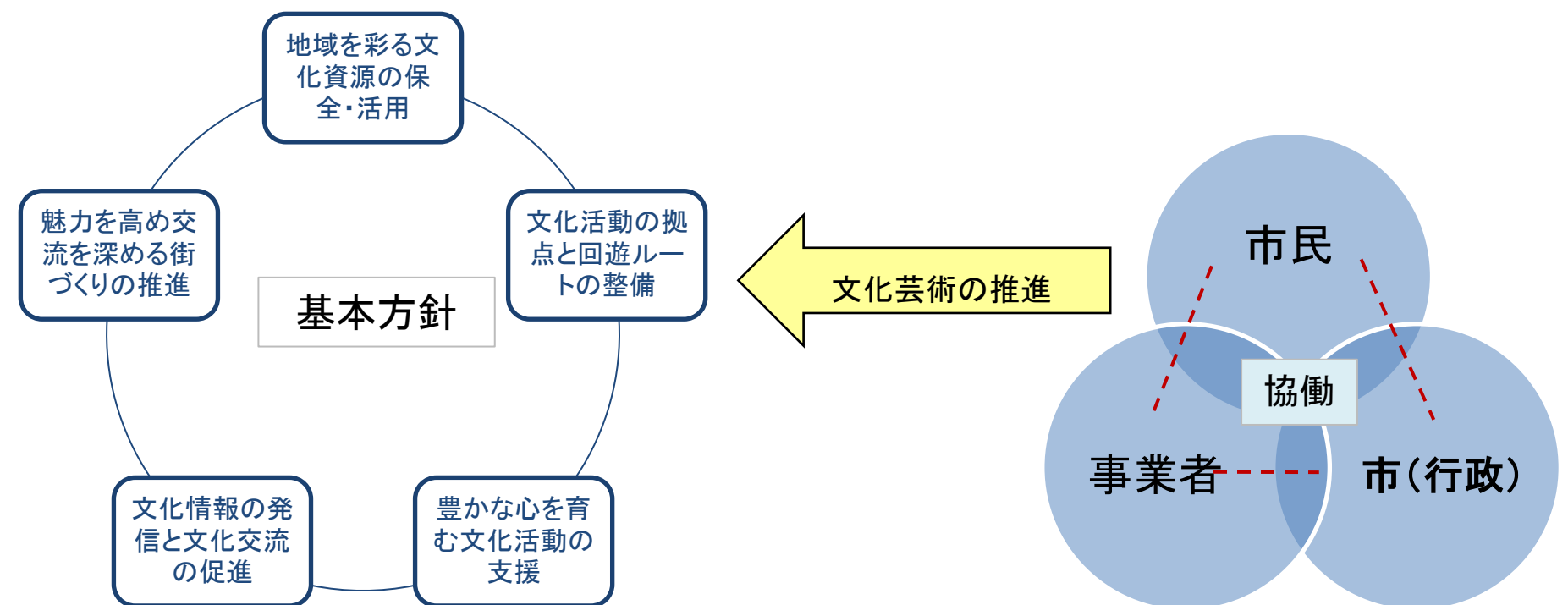
- (1)学校と地域の連携による子どもの文化活動の推進
- (2)障がい者、子育て家庭等に対する文化活動プログラムの充実
- (3)芸術に親しみ触れる機会の拡充
- (4)文化振興に係る人材の育成・確保
- (5)市民の自主的な文化活動に対する支援体制の充実

3-4 文化情報の発信と文化交流の促進

- (1)文化活動を支援する情報ネットワークの構築
- (2)市川の個性や魅力の情報発信
- (3)国際交流と国際理解の促進
- (4)人権を尊重する社会、男女共同参画社会の形成

3-5 魅力を高め交流を深める街づくりの推進

- (1)市川を特徴づける景観の保全とルールづくり
- (2)文化の視点を組み入れた身近な公共空間の環境整備
- (3)地域の文化活動と連携した個性的な街づくりの推進



第4章 推進体制の整備

4-1 市民と事業者と市(行政)の協働体制の整備

- ◎文化振興(推進)は、市民が主体となり、市民と事業者、市(行政)が役割を果たし、補完し、協働して取り組む必要がある。
- ◎市(行政)では新たな施策や条例に文化振興の視点を組み入れ市民と事業者、市(行政)による推進組織を設立し、全市的な文化振興と個性ある地域づくりの推進を図る。

4-2 文化行政の推進体制の整備

- ◎行政組織や施策に文化の視点を盛り込み、市民サービスや費用対効果の視点から見直し、行政の横断的な体制を整備し、文化振興施策の計画的な推進と行政の文化化を図る。

4-3 (公財)市川市文化振興財団の機能の充実

- ◎(公財)市川市文化振興財団は、市民と事業者等の協力を得ながら本市の文化振興に係るセンター組織(中核)として、(時代に即した)機能の充実を図り、文化芸術の普及と向上に係る事業を推進する。さらに文化施設等の管理運営を図り、文化事業における人材の育成や市民の文化活動を支援する。

リーディングプログラム 「街かどミュージアム都市づくり」の展開

民間の「街かどミュージアム」の登録の推進

- 市民の文化活動に寄与し、市民に対する公開又は市民の利用が可能な民間施設等を把握し、「街かどミュージアム」の登録を積極的に進めます。
- そのため、登録制度を整備するとともに、登録内容のデータベースの作成、公開、共有を図ります。

「街回遊展」の全市的な展開

- 「街回遊展」については、地域のまちづくりとの連携を強化し、市内各地における開催を進めます。
- 「街回遊展」の開催にあたっては、市民が全体となり、事業者及び市との協働の実行体制を整備するとともに、期間限定のイベントから日常的なまちづくり活動への展開を図ります。

【実績】

○平成 11(1999)年～平成 28(2016)年 街回遊展 全 19回
ミニ回遊展 3回実施

○平成 14(2002)年の「八幡街回遊展」以後、毎年、地域の方々が中心となって「回遊展 in 八幡」を開催し、令和7(2025)年で22回目となる。

※街回遊展は、街を歩きながら地域文化を知り、街の魅力を再発見するとともに文化芸術を通して多くの人々との交流を図る目的で実施。市内全域で開催し、目標を達成したことから事業終了。

地域の「(仮称)文化の街かど・まちづくり計画」策定の推進

- 地域における「街かどミュージアム」の登録促進、活用管理、情報ネットワークの形成及び文化的な街づくりを進めるために、それらに係わる地域の「(仮称)文化の街かど・まちづくり計画」の策定を図ります。
- 計画の策定にあたっては、地域住民等による協議会が主体となり、市はその活動を支援します。また、「街回遊展」を開催した地域をモデル地区として計画の策定を進めます。

「街かどミュージアム」の拠点と情報ネットワークの整備

- 市に寄贈された民家等を活用した「街かどミュージアム」については、地域の文化活動の拠点として、住民参加の管理運営体制を整えるとともに、周辺を含めた環境整備を進めます。
- 市所有の美術品や歴史資料をはじめとした文化的資料のデジタル化を進めるとともに、民間施設を含めた「街かどミュージアム」の文化情報をデジタル化し、「デジタルミュージアム」の整備を進めます

【実績】

○地域の文化資源や文化活動の場の活用と整備を図るため、街かどミュージアム都市づくり懇話会を開催。市民の方々と意見交換を行い、街回遊のための案内板、回遊マップ、ホームページを作成。

・懇話会開催－市川・真間地区(平成 16 年度)、国分・国府台地区(平成 19 年度)、行徳・南行徳地区(平成21 年度)

・文化の街かど回遊マップの作成【4地区】－【市川・真間地区】【中山地区】【行徳・妙典地区】【国分・国府台地区】

・街回遊のための小冊子作成【2地区】－『まんよう～歩きたくなる街 市川・真間～』『ぎょうとく～歴史と自然の回遊路～』

第2次（次期）市川市文化振興ビジョン策定に関わる方針

1. 構成について

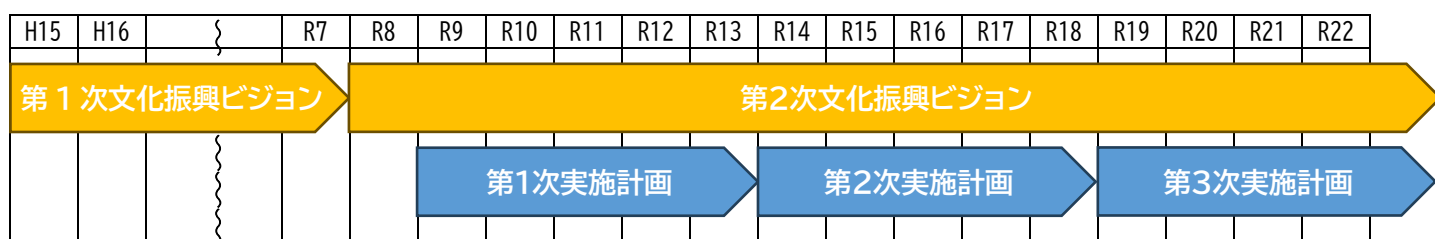
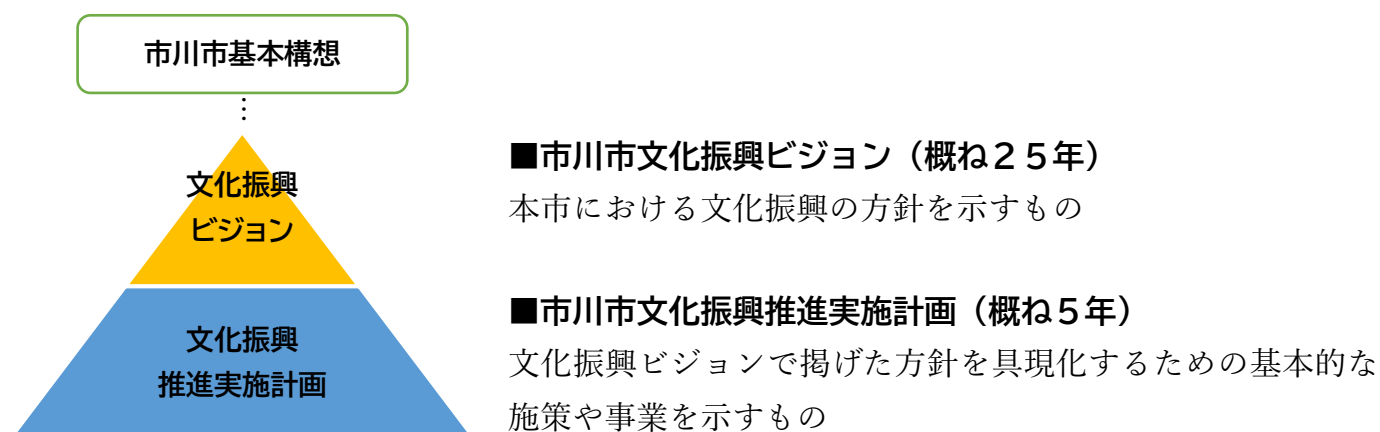
ビジョンに基づき、施策や具体的な事業を定める実施計画を策定する

現行の第1次市川市文化振興ビジョンは、市川市基本構想を上位計画とする中長期的プランであり、市の文化施策の方向性を示したものとなっており、各方策の具体的な事業は定めていない構成となっている。※一部は定めあり。

今回、改定にあたり振り返りを行うなかで、基本方策の成果を最大化していくために、事業と方策との関連性をより明確にする必要があると認識された。また、今後の進捗を適切に管理し、効果を客観的に検証するために、具体的な数値目標を設定していく必要があることが明らかになった。

以上のことから、次期ビジョンをさらに効果的に推進していくために、市川市文化振興ビジョンに基づく文化振興推進実施計画を定める以下のような構成を検討している。

	第1次（現行）	第2次（次期）	
名称	市川市文化振興ビジョン	市川市文化振興ビジョン	市川市文化振興推進実施計画
策定年月	2003（平成15）年3月	2026（令和8）年3月	2027（令和9）年3月
計画期間	概ね25年間	25年間	5年間



2. 対象とする文化芸術の範囲について

生き方や暮らしの全て⇒文化芸術基本法第8条～第14条に示されているもの

現行の文化振興ビジョンでは、文化を「生き方や暮らしの全て」として、衣食住を始め技術・学問・芸術・道德・宗教・政治など生活形成の様式と内容を含め広く定義している。

抽象度が高く、分野も広範囲に渡ること、具体的な施策や事業に結びつける際の障壁となっていることから、ビジョンで取り扱う文化の対象範囲を明確にし、それぞれの分野に応じた取組みを示す。

【参考】文化芸術基本法 <第8条～第14条>

(芸術)：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術

(メディア芸術)：映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術

(伝統芸能)：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能

(芸能)：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能

(生活文化)：茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化

(国民娯楽及び出版物等)：囲碁、将棋その他の国民的娯楽、出版物及びレコード等

(文化財等)：有形及び無形の文化財並びにその保存技術

(地域における文化芸術)：地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

3. 所管課への移譲について

各分野において個別計画等が策定されているもの⇒文化振興ビジョンの対象外

幅広い分野を網羅した内容となっているが、第1次文化振興ビジョン策定後に個別計画やビジョンが策定されているものが散見される。一貫した方針に基づき施策が推進されることが望ましいことから、第2次文化振興ビジョンの対象からは外す。

【参考】

- ・都市計画マスタープラン（平成16年3月）
- ・市川市景観基本計画（平成16年5月）
- ・自然環境保全再生指針（平成18年3月）
- ・景観条例（平成18年4月）
- ・生物多様性いしかわ戦略（平成26年3月）
- ・第三次観光基本計画（令和3年4月）
- ・観光振興ビジョン（令和4年3月）
- ・住生活基本計画（令和6年3月）

基本方針の振り返りと評価

本資料は、「文化振興ビジョン改定に係る現況調査」回答をまとめたもの

- 実施時期：2025 年 7 月
- 調査対象：各基本方策に関連する事業を実施している全課
- 調査概要：基本方策に関連する事業について、下記項目への回答
 - ・ 事業内容
 - ・ 今後の事業方針(課題・見直し・中止)とその理由
 - ・ 10 年後に向けた事業の方向性について

基本方針 1

地域を彩る文化資源の保全・活用

継 続

文化財はもとより、市内各地で育まれてきた伝統文化や自然環境、歴史的資産を保全するとともに、身近な地域における施設や人材、活動など様々な文化資源を発掘・再評価し、それらの積極的な活用を図ります。

基本方針 1 - 1

文化財等の保存・継承・活用

継 続

埋蔵文化財の発掘調査及び歴史的な価値の高い建築物等の文化財登録を進めるとともに、史跡等の文化財、地域の伝統文化、民俗文化等を計画的に保存・継承し、それらの活用を図ります。

主な実績

- ・ 史跡の公有化率の向上
(令和 6年度末)史跡曾谷貝塚:79.8%、史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡:70.1%
(平成15年度末)史跡曾谷貝塚:47.21%、史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡14.52%
- ・ 市直営文化施設の適正な維持管理、運営
清華園(平成6年～)、水木洋子邸(平成16年～)
郭沫若記念館(平成16年～)、行徳ふれあい伝承館(平成30年～)

主な課題

- ・ 発掘調査の現場数が増加傾向にあり、調査が追い付かず着手に時間を要する。
- ・ 史跡について詳しく知れる施設等がなく保存と活用の両面からの整備が課題。
- ・ 新規指定文化財等への案内板の新設、老朽化した案内板の修繕が必要。
- ・ 団体等の人員不足、高齢化や資材の高騰による負担が増加している。
- ・ 博物館の常設展示の展示替えがほとんど行われていない。

今後の方針

- ・ 発掘調査員の適切な人員配置による業務体制の見直しを行う。
- ・ 各史跡に係る整備基本計画の策定を行う。
- ・ 案内板の多言語化、デジタル化等を検討する。
- ・ 文化財保存団体が補助制度を利用して文化財の保存、継承、後継者の育成ができるように支援する。
- ・ 市がイベント開催の運営補助を継続する。
- ・ 最新の調査結果を反映した展示を行い、博物館機能の充実を図る。

関連アンケート

Q20, 21, 22 市川市は歴史にもとづく文化・芸術が根付いていると感じるか

思う・どちらかといえば思うの回答者は61%、思わない・どちらかといえば思わないの回答者は39%。
その理由について、思う・どちらかといえば思うの回答者は、情報発信がされていると回答しているが、思わない・どちらかといえば思わないの回答者は広報不足と回答していることから、広報活動のより一層の強化が望まれる。

基本方策1-2

自然環境の保全・活用・再生

生物多様性いちかわ戦略

移譲

黒松、斜面林、巨木、屋敷林等の緑地環境、東京湾や江戸川、真間川等の水辺環境を保全するとともに、農地や遊水地等を含めそれらの活用を進めつつ、緑地や水辺の回復、水質の改善等を図ります。

主な実績

- ・ イベントの開催（いちかわ水辺ウォーク他）
- ・ 真間川水系水生生物調査
- ・ 環境活動推進員による啓発活動の支援
- ・ 環境学習の推進（出前授業、未来ノート）

主な課題

- ・ 本市の水産業について若い世代の認知度が不十分である。
- ・ 生物多様性いちかわ戦略の内容が難しく理解しづらい。
- ・ 歴史的に培われてきた環境に優しい建築文化の普及・啓発にかかる事業が未実施。

今後の方針

- ・ 真間川流域の水質等の河川環境に配慮する。
- ・ 自然環境講座の開催を増やし、より多くの市民に自然の大切さを周知する。
- ・ 幅広い年代に興味を持ってもらえるような取り組みを行う。

参 照

- ・ 生物多様性いちかわ戦略（平成26年3月策定）

2050年の未来に向けて、地域の自然の保全を図るだけでなく、自然を軸とした様々な「つながり」の形成を目指し、市民、事業者、教育・研究機関などとの協働により、生物多様性に関する取り組みを進めていくもの。

基本方策1-3

身近な地域の文化資源の発掘・再評価・活用

継続

身近な地域における文化施設や景観上重要な建築、芸術や伝統文化等に係る人材、文化振興に係る各種活動を発掘・再評価するとともに、それらのデータベースを作成し、積極的な活用を図ります。

主な実績

- ・ 行徳ふれあい伝承館（旧浅子神輿店 国登録有形文化財）開設（平成30年6月）
- ・ 市川駅前ミュージアムにて、障がい者や児童、若手アーティストの展示を実施
- ・ 市川市収蔵作品展の開催 常設および定期的に開催
- ・ 年間約40本程度の自主事業と、年間50本程度の共催後援事業を実施
- ・ デジタルミュージアム
 - 令和3年度 : 作品公開 （令和4年3月11日）
 - 令和4年度 : 保守運用 （Webサイト閲覧数：4,991件）
 - 令和5年度 : 公開のみ （Webサイト閲覧数：5,180件）

主な課題

- ・ デジタルミュージアムは、予算措置が見送られたため公開のみの実施となっているが、中山忠彦画伯の作品を受納したことから、顕彰活動のためにも早期に運用の再開と内容の拡充を伴う活用が必要である。
- ・ 博物館でのデジタルアーカイブ化を進める必要があるが、膨大な資料の保管場所の確保が課題となっている。

今後の方針

- ・ 市の文化芸術を発信する主要なコンテンツとなるため継続し、市立美術館が開設された際に実物の展示と併せて活用することで機能の充実を図れるよう体制を整えていく。
- ・ 令和5年「博物館法」改正に伴う博物館登録制度の見直しのなかで、これからの博物館運営に必要な資料のデジタル・アーカイブ化に取り組んでいく。

基本方針2

文化活動の拠点と回遊ルートの整備

継 続

既存の文化施設及び市に寄贈された民家等の施設整備、民間の文化施設及び公民館や学校施設等の各種公共施設の有効活用により、地域における文化活動の拠点を確保するとともに、それらと地域の文化資源を歩いて回るルートの整備を図ります。

基本方針2-1

既存施設、寄贈民家等を活用した拠点整備

継 続

文化会館、各博物館、中央図書館等は、市全体の文化施設の拠点として、より一層市民のニーズを反映した運営と施設整備を図るとともに、市に寄贈された民家、公園施設等を活用し、文化活動の拠点の整備を進めます。

主な実績

- ・文化芸術課 芸術祭・文化祭 年間23団体27行事
- ・市川市文化振興財団 自主事業：年間約40件 共催事業：約50件
- ・博物館友の会やボランティアによる体験学習、小学校へ出張授業
- ・文化施設の整備（資料8参照）

主な課題

- ・ボランティアによる体験学習や講座を実施しているが、ボランティアの高齢化が進んでいるため、新しい人材の確保が課題である。
- ・施設修繕費（小破修繕費）は緊急案件の修繕で全て使い終わるため、長期的に建物を維持できるようにする改修工事まで行うことができない。

今後の方針

- ・既存のボランティア団体のすそ野を広げるべく、ボランティア活動と一体となったイベントや講座実施などの事業を継続する。
- ・オンラインでの支援の可能性なども模索し、限られた人的資源を有効活用できるようにしていく。
- ・中山良江氏からの土地・建物・調度品・中山忠彦作品の寄贈について対応し、活用を進める。

関連アンケート

Q14 「市川市は文化芸術に触れ、自ら取り組む環境が整っている」と思う・どちらかといえば思うと回答した理由
⇒「活動する場所(文化施設)が十分に整備されている」からとの回答が2番目に多い(630人)

Q18 「市川市は文化・芸術活動が活発に行われている」と思う・どちらかといえば思うと回答した理由
⇒「文化施設が整備されている」からとの回答が2番目に多い(726人)

Q29, 30 行ったことがない施設とその理由(複数回答)
設問に回答した2,736人(すべて行ったことがあるを除く)中、半数(1,368人)以上が行ったことがないと回答した施設
⇒行徳ふれあい伝承館、水木洋子邸、木内G、郭沫若記念館、清華園、芳澤GG、行徳公会堂、東山魁夷記念館

- ・文化施設については整備されていると認識している回答者が一定数いる
- ・文化会館、全日警ホール、文学ミュージアムは比較的認知度が高い
- ・大きな催しがある(文化会館)、アクセスがよい(全日警)、図書館など他の施設と併設の場合、認知度が比較的多い
- ・施設を知らないことが行ったことがない理由で一番多いため、認知度を上げる必要がある。

基本方策2-2

民間施設、各種公共施設を活用した文化活動の場の確保

継 続

民間の文化施設、公民館や学校施設等の有効活用を進め、地域における文化活動の場の確保を進めます。

主な実績

- ・ 街回遊展（平成11年～28年 事業終了）

全19回、ミニ回遊展3回実施。

街回遊展においては市内全域での開催を達成したため事業終了となったがその後八幡地区では地域の有志の方々が中心となって「回遊展in八幡」を継続開催している。

- ・ ICHIKAWA ART CITY（令和2～3年度 事業終了）

市川・真間地区の商店街において「KUGURU展」、中山・鬼高地区において「Nakayama AIR」を実施。

KUGURU展については、市事業終了後も有志でKUGURU展実行委員会を結成。

市は今後も後援行事としてKUGURU展の開催支援に携わる。

主な課題

- ・ 商店街における空き店舗の活用は、同建物に所有者が在住している等の状況から、イベント等単発での活用は可能でも、長期的な活用となると難しい。
- ・ 公共施設については、WebページやSNSで情報公開されているが、市民や民間事業者等が所有、管理する文化施設のデータベース化は作成されていない。
- ・ 市主催事業が有志主催へ移行した事業において、中心メンバーの高齢化、後継者不足が課題となっている。

今後の方針

- ・ 市事業から有志主催へ移行した事業について、継続的に支援する。

関連アンケート

Q11 この1年間に文化芸術活動を実践した人のうち実践するうえでの問題点は何か
⇒「活動場所の確保が困難」との回答が最多(242人)

Q18 「市川市は文化・芸術活動が活発に行われている」と思う・どちらかといえ
ば思うと回答した理由
⇒「文化芸術のイベントが多く、鑑賞や発表の機会が多い」からとの回答が
3番目に多い(640人)

Q23 市川市が「彩り豊かな文化と芸術を育むまち」を実現するために重要だと思
うこと
⇒「文化芸術活動を行う場の確保」との回答が2番目に多い(1,108人)

基本方策2-3

見直し

文化活動の拠点を結ぶ回遊ルートの整備

地域の文化施設や地域の個性を形成する緑や水辺、旧跡などを結ぶ道筋について、まちあるきマップや地域住民によるガイドシステムの構築、効果的な案内板やサインの改善、沿道景観の向上等により、歩いて楽しい道づくりの整備を図ります。

主な実績

- ・ ボランティアガイド 市川案内人の会（平成12年2月発足）
いちかわ観光物産インフォメーションや清華園、行徳ふれあい伝承館、郭沫若記念館等でまち案内や、講座を実施している。

主な課題

- ・ マップの制作から時間が経ち、情報も古いため、情報の発信方法や更新、案内板の維持管理が課題である。
- ・ 回遊マップとは別に、手書きの街歩きマップも市のWebサイトに掲載されているが同様に情報が古い。同じようなものが複数存在しているのも紛らわしいように思われる。
- ・ 多くの説明板や歩道上等にサインが作られたが、古いものは20年以上が経過しており、修繕が必要なものが散見されている。
- ・ 市内各所の文化的な資産を案内する市民ボランティア団体の高齢化や人数の減少が課題となっている。

今後の方針

- ・ ネットですぐに目的地が検索できる時代にそもそもマップが必要なのか、必要ならどういった内容のものが望ましいのか検討すべき。
制作するのであれば紙媒体よりもデジタルにしてより見やすく、情報も最新のものに更新しやすいものがよいのではないか。
- ・ 案内板や歩道のサインについても、スマートフォンですぐにルート検索ができる時代に本当に必要なものなのか検討すべき。今後もすべての説明板を維持・管理していくと継続的に相当の予算がかかるため、必要性が低いものについては、撤去も視野に入れてよいと考える。
- ・ 市内の観光資源を案内できる人材育成を目指した講座を開催する。

関連アンケート

Q31 文化の街かど回遊マップを知っているか
⇒「知っているが利用したことがある」は7%、「知っているが利用したことがない」は27%

- ・ 認知度が34%と低いことから、公式サイトのweb版も併せて周知する必要がある

基本方策2-4

歩いて回れる総合的な交通計画の推進

市川市総合交通計画

見直し

各地域の文化活動拠点への交通手段は、徒歩、自転車及び公共交通機関を基本とし、レンタサイクルや地区単位の駐車場、巡回バスの導入等により、総合的な交通計画を進めます。

主な実績

・シェアサイクル事業（令和4年開始）

レンタサイクル事業は廃止となり、民間事業者との協定をもってシェアサイクル事業を進めている。

<シェアサイクルステーションになっている文化施設>

全日警ホール、市川市文化会館、行徳文化ホールI&I、東山魁夷記念館
芳澤ガーデンギャラリー、清華園、生涯学習センター

・ゴールドシニア事業（チケット75）

市内在住の75歳以上を対象としたバス・タクシーチケットの支給。外出支援促進の事業であり、文化振興もその目的のひとつとして考える。ライフスタイルの変化も念頭に、制度の柔軟性・公平性・持続性を高めながら支援の充実を図る。
利用実績や市民の意見を参考に、チケットの配布枚数や補助金額、利用方法等について検討する必要がある。

<令和7年度>

バス10枚、タクシー5枚 各12,000人到達次第支給終了

・福祉タクシー事業

重度障がい者を対象としたタクシー券の支給制度。タクシー料金の2分の1を補助（上限1,200円）年間312枚支給

主な課題

・シェアサイクルステーションの増設

・休日における公共施設の駐車場をはじめ公有地等の有効活用として地区単位の駐車・駐輪場の確保を基本方策詳細に掲げているが、現在所管課においては、そのような方針で事業は実施していない。

⇒基本方策詳細の見直しが必要である。

今後の方針

・シェアサイクル事業は、利用者は増加傾向にあるため事業継続。

参 照

市川市総合交通計画（平成16年策定、平成21年第1回改訂、平成27年第2回改訂）

自動車、バス、タクシー、鉄道、自転車、歩行者など各交通機関に関わる施設の整備や高齢者・障がい者における交通サービスの提供等、ハード・ソフトが一体となった総合的な交通体系を構築し、「市民が健康で良好な環境の基に生活を営むことを可能にする交通環境」を確保するため、施策を総合的、一体的、効率的に考えた長期計画として、交通施策を行うもの。

基本方針3

豊かな心を育む文化活動の支援

継 続

次代を担う子どもたちをはじめ、市民の誰もが芸術に親しみ、自ら文化活動に参加できるように、学校教育、文化事業等を充実するとともに、市民や事業者、各種団体等が連携・協力して、それらの場や機会の拡充を図ります。

基本方針3-1

学校と地域の連携による子どもの文化活動の推進

継 続

一人ひとりの個性と豊かな人間性を育み、自ら創造する子どもを育てるために、保育園・幼稚園・学校等において芸術や地域文化に係る教育を充実するとともに、市民等の協力を得て子どもの文化活動を進めます。

主な実績

- ・学校の部活動においてより専門的な指導を受けられるよう、地域人材を派遣。
- ・「学校図書館支援センター事業」に参加し、幼稚園や学校等との連携を実施。
- ・いちかわかるたを制作し、市内小学3年生に配布（令和5年度から毎年）
- ・団体の活動発表、図書館での大学生による子供向けワークショップ、大学生が制作した映像作品の発表（千葉県誕生150周年記念事業）
- ・いちかわ駅前ミュージアムでの高校生の作品展示。

主な課題

- ・指導者の高齢化に伴い派遣の継続が難しい部活動がある。
部活動の地域展開も踏まえた人材の派遣が課題。
- ・市による各保育施設等の図書館利用促進に係る取り組み不足。
- ・教育機関等による文化施設における子ども向けワークショップ等実施の働きかけ不足。
- ・地域文化の継承のため、地域の人材を講師とした活動等の積極的な実施。
- ・児童生徒の地域ボランティア活動への参加促進に係る事業は未実施。

今後の方針

- ・部活動地域展開と関連させながら、事業を継続していく。
- ・幼稚園や学校等の連携（図書資料や情報の流通、出張サービス）を引き続き実施する。
- ・考古博物館、歴史博物館、自然博物館の校外学習等の受け入れ、出張授業を継続。
- ・学芸員の高齢化に伴い、歴史博物館、考古博物館で新規職員の採用を図る。
- ・学校による地域資源の活用、地域による学校との連携を通じた「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」の達成。

関連アンケート

- Q26 子どもの文化芸術体験について重要だと思うこと
- ⇒「学校における鑑賞体験を充実させる」1,526人
 - ⇒「学校における創作・実演体験を充実させる」1,206人
 - ⇒「劇場・美術館等の地域の文化施設における子ども向けの鑑賞機会等の充実」1,141人
- ・学校や文化施設での体験が重要である。

基本方策3-2

障がい者、子育て家庭等に対する文化活動プログラムの充実

継 続

障がい者や子育て家庭等が芸術に親しみ、自ら文化活動に参加できるように、公民館や文化会館等のプログラムの充実を図ります。

主な実績

- ・市川駅前ミュージアムにおける障がい者アート作品の展示(※1)
 - ・障がい者文化講座の実施(俳句・合唱)
 - ・アーティスト・イン・レジデンス参加作家による、子どもや八幡学園生徒向けワークショップ、市内幼稚園や市立中学校特別支援学級でのワークショップの実施
 - ・公民館主催の親子向けの講座や保育付の子育て講座の実施
 - ・ゴールドシニア事業(チケット75)
- 75歳以上を対象に外出を促進し健康寿命の延伸を目的として市内で利用できるバス・タクシーチケットの支給

主な課題

- ・継続的な障がい者アート展示の実施。
- ・ゴールドシニア事業について、利用実績や市民の意見を参考にチケットの配布枚数や補助金額、利用方法等について検討する必要がある。

今後の方針

- ・障がい者の作品展示について、定期的、継続的に実施することが望ましい。
- ・誰もが受講しやすい障がい者、子育て家庭向けプログラムづくりに努める。
- ・ゴールドシニア事業(チケット75)について、制度の柔軟性・公平性・持続性を高めながら支援の充実を図る。

基本方策3-3

芸術に親しみ触れる機会の拡充

継 続

市民の誇りとなる文化人を顕彰するとともに、市及び市民等が保有する美術品の公開や上演団体の招致等により、芸術や文化に親しみ触れる機会を拡充します。

主な実績

- ・平成11年より「市川の文化人展」を概ね年1回継続開催(※2)
- ・平成2年より「市川市収蔵作品展」を継続的に開催(※2)
- ・市役所第1庁舎内での展示。
- ・市川市芸術祭・文化祭の実施(※3)
- ・市川市文化振興財団 自主事業：年間約40件 共催事業：約50件

主な課題

- ・「市川の文化人展」について、紹介する作家の選定やその基準が課題。
- ・市民が気軽に立ち寄れる場所での作品展示を拡充する必要がある。
- ・文化施設でのイベントは市や文化振興財団による自主事業・共催事業の先行予約のため、市民の抽選枠が少ない場合が月によって発生している。

今後の方針

- ・「市川の文化人展」について、時代に合わせ取り扱う作家を検討しつつ事業の継続が望まれる。
- ・実物の展示も継続しつつ、デジタルミュージアムの充実が図られれば、より多くの方に市の文化芸術に触れ、理解を深めていただくことが可能。
- ・アンケートをもとに市民のニーズに合うかたちの公演を実施する。
- ・文化振興財団自主事業、共催事業の開催時期の再検討や、抽選申請が集中しないよう工夫を検討。例) 季節的に不人気な月は安く利用できる等

関連アンケート

- Q23 市川市が「彩り豊かな文化と芸術を育むまち」を実現するために重要だと思うこと
⇒「文化芸術に親しむ機会の確保(会場での鑑賞・体験)」が最も多く1,362人
- Q24 Q24市内で行われている文化事業の中であなたが興味があるもの
⇒「文化会館などでの有名アーティストの公演」が最も多い1,640人
⇒「市川市にゆかりのある作家・芸術家等を広く紹介する市川市の文化人展」700人
- Q25 今後市川市はどのような文化芸術に関する企画を行うと良いと思うか
⇒「無料や安価な金額で参加できる催し」が最も多い(1,224人)
- ・会場での鑑賞・体験が重要である。有名アーティストの公演等はニーズが高い一方、無料や安価な金額で実施される展示等の催しも引き続き実施する必要がある。

基本方策3-4

文化振興に係る人材の育成・確保

継 続

市民の人材等を活用して地域における相互支援体制の確立を図るとともに、まち案内や文化イベント、施設管理等に係る市民ボランティアの育成及び確保、市内で活動する新人アーティストの発掘、育成を図ります。

主な実績

- ・ いちかわアーティストバンク(登録アーティスト194件)(※5)
 - ・ 新人演奏家コンクール 38回開催(※6)
 - ・ いちかわ未来の画家コンクール 12回開催(※7)
 - ・ 公募したデザインをのれんにして商店街に飾るKUGURU展を実施(令和2年度より)
 - ・ 図書館における市内在住絵本作家のワークショップ等イベント開催。
 - ・ ボランティアガイド 市川案内人の会 (平成12年2月発足)
- まち案内、歴史・文化に関する講座、観光案内所でのインフォメーション業務を行うボランティアガイド。

主な課題

- ・ いちかわアーティストバンク経由でのアーティストへの依頼実績について評価が不可能。

今後の方針

- ・ いちかわアーティストバンクは5年に1度登録の更新を継続する。

関連アンケート

Q23 市川市が「彩り豊かな文化と芸術を育むまち」を実現するために重要だと思うこと
⇒「人材の育成・確保」が3番目に多い 1,035人

基本方策3-5

市民の自主的な文化活動に対する支援体制の充実

市民の自主的な文化活動の促進を図るため、市川市文化振興財団や民間企業、NPO法人等を通じた間接的な支援体制の充実を図ります。

主な実績

- ・ 文化振興財団によるサポーター事業(音楽、美術の2部門で事業展開)(※8)
- ・ コロナ禍で文化芸術活動緊急支援給付金の実施(令和2年度)(※4)
- ・ 山崎製パン総合クリエイションセンター飯島藤十郎社主記念LLCホールを学会、シンポジウムの開催や地元市民の文化活動等にも開放。また、チャペルコンサートなどを実施し、企業経営を通じて社会の進展と文化の向上に寄与している。

主な課題

- ・ 市川市文化振興財団による市民の文化活動に対する資金助成は該当無し
- ・ サポーター事業について、文化サポーターの人数が減少傾向にあるため、定期的に養成講座を開催しサポーターの育成を図る必要がある。

今後の方針

- ・ 山崎製パン以外のメセナ活動を検証、市川シャポーの「むすぶば」等の活用。
- ・ サポーター事業について、5年に一度養成講座を行い新たなサポーターを誕生させる。

【市事業】**1 市川駅前ミュージアム**

JR市川駅北口にある旧「市本」跡地を駅前ミュージアムとして活用し、作品展示を行う。

2 市川の文化人展・収蔵作品展

ゆかりの文化人や芸術家を広く紹介するための「市川の文化人展」、
市が収蔵するゆかりの作家の作品や資料を紹介する「市川市収蔵作品展」を実施。

3 市川市芸術祭・文化祭

芸術文化団体と共同し、市民の日頃の文化創造活動の成果を発表する場と、質の高い展示や舞台芸術を鑑賞する機会を提供するため、「市川市芸術祭・文化祭」を実施。

4 市川市文化芸術活動緊急支援給付金

コロナにより文化芸術活動を自粛・縮小せざるを得ないプロのアーティスト等に対する給付金。
交付対象者が制作した映像作品を専用サイトに公開。1件あたり20万円×50件

【財団主催事業】**5 いちかわアーティストバンク**

市内等で活躍するアーティストの活動の場を拡充し、市民が文化芸術に触れる機会をつくることを目的とした年度登録・年度更新のアーティストバンク。市川市文化振興財団のHPで閲覧できる。
2021年より実施。

6 新人演奏家コンクール

才能ある若きクラシック音楽家の発掘と育成のための新人演奏家コンクール。

7 いちかわ未来の画家コンクール

美術分野における若い人材の発掘・育成の推進を目指し、中高生を主な対象とし平成25年より開催。
市川市、浦安市、鎌ヶ谷市、船橋市、松戸市在住者が対象。

8 市民文化サポーター事業

音楽・美術の分野で活動する市民文化サポーターによる講座、展示、公演などの実施。

基本方針4

文化情報の発信と文化交流の促進

見直し

映像やインターネット等の媒体を駆使し、市川の文化に係る情報ネットワークを構築するとともに、市川の個性や魅力の情報発信を進めます。また、文化交流を通して、国際交流や国際理解の促進を図るとともに、人権の尊重や男女共同参画による多文化共生社会の形成を図ります。

基本方針4-1

文化活動を支援する情報ネットワークの構築

見直し

市内の文化施設や大学、各種団体が連携して、文化資源や文化活動に関する情報ネットワークを構築し、情報の共有化を図ります。また、インターネット等の活用により、市民が手軽に文化情報を得ることが出来るように環境整備を進めます。

主な実績

- ・市川市文化振興財団による文化情報の発信

友の会ローズメンバー 会員へのメルマガ送信

Web会員 約2,200名 無料会員 20,000名

SNS更新 月10回程度(X・Facebook・Instagram)

- ・いちかわ市民アカデミー講座

市川市に在住・在学の方が充実した学習環境の中で社会の諸問題や生活向上のための新しい知識を習得できる連続講座。以下、R7年度各校のテーマ

和洋女子大学：今、この時代を豊かに生きていくには

千葉商科大学：研究者が分かりやすく語る研究最前線～豊かな人生のために～

昭和学院短期大学コース：生活に潤いと豊かさを

環太平洋大学国際経済経営学部／東京経営短期大学コース：Society5.0社会での生き方

主な課題

- ・現状では、図書館と博物館、文化施設間において、情報ネットワーク化やデータベースの共有化を行う見通しが無い。
- ・膨大な収蔵資料の整理が必要なため作業が追い付かず、データベース化に時間を要している。
- ・SNSのフォロワー数の確保が課題。
- ・市内の高等教育機関等の協力を得て、いちかわ市民アカデミー講座を開催しているが、受講申込者が固定化している。

今後の方針

- ・博物館ボランティアや大学との協定によって人材の確保を目指し、収蔵資料の整理及びデジタル・アーカイブ化を着実に進めていく。
- ・新たなニーズの発掘や開催形式を工夫し、いちかわ市民アカデミー等の受講者の多様化に努める。

基本方策4-2

市川の個性や魅力の情報発信

継続

市の広報やホームページ、広報映像などを通して、市川の個性や魅力の情報発信を進めるとともに、様々な機会や媒体を利用し、市外への市川のシティーセールス活動を進めます。

主な実績と課題

- ・ 広報いちかわについて、新聞購読者の減少に伴い、配布数が減少している。
- ・ 広報いちかわや各課から申請のあったチラシを第2庁舎や駅に設置した広報スタンドに配架しているが、配架可能数に限りがありあふれる場合もある。

今後の方針

- ・ 所管課にて、広報いちかわ電子配布の普及や、全戸配布などを検討している。
- ・ 市の広報や文化情報の発信は、紙媒体での配布のみではなく、多くの人目に触れるような工夫が必要である。

関連アンケート

- Q13 普段、文化・芸術に関する情報をどこから入手するか
⇒「インターネット・SNS」が一番多い2,221人、「広報いちかわ・市公式SNS・市公式サイト」1,080人
- Q15 市川市は文化芸術に触れ、自ら取り組むことができる環境が整っていると思う・どちらかといえば思うと回答した理由
⇒「文化芸術に関する情報が多く、必要な情報を見つけやすい」最多752人
- Q16 市川市は文化芸術に触れ、自ら取り組むことができる環境が整っていると思わない・どちらかといえば思わないと回答した理由
⇒「文化芸術に関する情報が少なく、必要な情報を見つけにくい」最多840人
- Q18 市川市は文化・芸術活動が活発に行われていると思う・どちらかといえば思うと回答した理由
⇒「広報紙やホームページ等で多数の行事が紹介され、情報発信がされている」からが最多1,016人
- Q19 市川市は文化・芸術活動が活発に行われていると思わない・どちらかといえば思わないと回答した理由
⇒「広報不足、どのような活動がされているかわからない」最多781人
- Q21 市川市は歴史にもとづく文化・芸術が根付いていると思う・どちらかといえば思うと回答した理由
⇒「広報紙やホームページ等で歴史的資産などの情報発信が十分されているから」が最多788人
- Q22 市川市は歴史にもとづく文化・芸術が根付いていると思わない・どちらかといえば思わないと回答した理由
⇒「広報不足、どのような活動がされているかわからない」からが最多830人

- ・ いずれの質問に対しても、肯定的な意見を持つ人は十分な情報発信がなされていると感じている一方、否定的な意見を持つ人は情報不足と感じている。情報を受け取れることが肯定的な意見を持つきっかけのため、情報発信や広報に力を入れる必要がある。
- ・ 情報を得る手段ではインターネット・SNSが一番多く、次いで広報紙、市公式サイトとなるので、これらのツールでの発信を強化する必要がある。

基本方策4-3

国際交流と国際理解の促進

見直し

地域在住外国人との文化交流等を通して、地域における国際交流と国際理解の促進を図るとともに、世界平和に対する市民意識の高揚を図ります。

主な実績

- ・ いちLINE（令和2年11月開始）
市川市公式LINEアカウントにおける多言語情報配信サービス。
行政サービスや生活情報を英語とやさしいにほんごで月2回配信。
- ・ 海外都市との交流、いちかわドイツデイの開催、多文化共生出前講座等
- ・ 在住外国人の理解を深める目的の交流会や各国の文化体験イベントを実施

主な課題

- ・ 在住外国人は年々増加し多国籍化しており、約2万3千人が在住。非英語圏の出身者も多く、すべての言語に対応することは難しい。
- ・ 「やさしい日本語」が普及できていない。
- ・ 地域に根差した外国人コミュニティ（宗教施設、各国料理店、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等）の把握ができていない。
- ・ 在住外国人の多くが言葉や文化の壁、情報が行き届いていないことにより文化芸術活動に参加できていない。
- ・ 市民文化団体と在住外国人をつなげるための事業は行っていない。

今後の方針

- ・ 公共施設の案内板やパンフレット等を作成する際には、複数の言語で表すことや文字の大きさ、絵での表現など、外国人を含め誰もが理解できるような表示を行っていく。
- ・ 「やさしい日本語」を活用した情報提供・発信方法を検討していく。
- ・ 在住外国人が地域の一員として活躍できる社会を目指す。
- ・ 国籍や民族を問わず、お互いの文化を尊重し交流できる社会を目指す。

関連アンケート

Q27 この1年で地域在住外国人と交流し、他国の文化を学ぶなど異文化交流を行ったか
⇒「交流したことがない」が88%

Q28 国際交流と国際理解を推進するために重要だと思うことは何か
⇒「地域在住外国人との異文化交流」1,566人
「姉妹都市等との市民交流」1,068人

- ・ 異文化交流について重要だと思う意見が多い一方、地域在住外国人と交流したことがない人が9割近い。

基本方策4-4

人権を尊重する社会、男女共同参画社会の形成

市川市男女共同参画基本計画

移譲

多様な文化交流を通して、差別や偏見のない「自己実現、自立、社会参加」の権利を実現し、人権を尊重した社会の形成をめざします。また、男女がお互いに人権を尊重し、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。

主な実績

- ・ 市民団体が主催する事業の共催・後援、人権擁護委員と連携して行う人権尊重思想の普及高揚を目的とした市民対象の啓発イベント等の実施している。
- ・ 女性の就業促進や男性の家庭参画促進、ワークライフバランスの推進を図ることを目的として講座・講演会等を実施。

主な課題

- ・ 人権尊重等啓発イベントや、女性の就業促進、男性の家庭参画促進、ワークライフバランスの推進等のイベントを文化交流イベントや学習会として位置付けるのは適当ではない（所管課より）。
- ・ 実施しているイベントは、テーマを他人事ととらえている人の関心をひきにくく、また啓発効果がイベントの参加者に限定されるため、いかに集客を増やし効果的に啓発を行うかが課題。
- ・ 女性人材登録台帳について、登録者数が伸び悩み、閲覧実績もない状態が続いていることから、台帳の運用の見直しを検討している。
- ・ 男女共同参画の推進のための講座に関する課題としては、申し込み後の当日無断キャンセル等も少なくなく、集客が課題となっている。
- ・ 多くの講座で参加者の年齢層に偏りがあり、高齢の方の参加が多い。

今後の方針

- ・ 少子化や高齢化、国籍の多様化、同性婚をめぐる議論の活性化、ハラスメントやインターネット上の誹謗中傷といった人権問題の顕在化など、人権にかかわる社会情勢の変化を踏まえながら、市民のニーズに即したイベント内容の検討
- ・ オンライン参加が可能な講座の実施、周知の際に活用する情報発信ツールの工夫等を行い、現在参加が少ない若年層への啓発を図る。

参照

- ・ 市川市男女共同参画基本計画（平成20年8月策定）
平成19年3月に「市川市男女平等基本条例」を廃止し、同年4月より「市川市男女共同参画社会基本条例」を施行したことから、新しい条例との整合を図るため、男女が互いに人権を尊重しつつ各々の個性と能力を発揮しながら、市民や事業者と共に男女共同参画社会の実現を目指す内容に改定したもの。

基本方針5

魅力を高め交流を深める街づくりを推進

継 続

市川を特徴づける景観の保全やルールづくり、身近な公共空間の環境整備等により、文化都市にふさわしい美しく魅力的な都市景観の形成を進めるとともに、地域の文化活動と街づくりの連携を図ります。

基本方針5-1

市川を特徴づける景観の保全とルールづくり

市川市景観基本計画

移 譲

黒松、斜面林、歴史的建造物等、市川の個性を形づくってきた景観を保全・継承するとともに、それらを含めた住環境のルールづくりや維持管理活動等により、美しく魅力的な都市景観の形成を進めます。

主な実績

- ・ 保存樹木管理等補助金の交付
- ・ 景観賞の表彰
- ・ 公園および緑地の維持管理

主な課題

- ・ 旧行徳街道地区の街並み形成に係るルール作りに至るまでのハードルが高く、合意形成が難しい。
- ・ 地震時に倒壊する可能性のある危険なコンクリートブロック塀等が市内にまだ多く存在する。
- ・ 狭あい道路対策として、道路拡幅用地の抵当権等の抹消が必要。

今後の方針

- ・ 森林環境譲与税を活用しながら、市の木であるクロマツを継続して保存していく。
- ・ 「公共施設等総合管理計画」、「公共施設個別計画」に基づき優先順位を判断し、公共施設の維持管理及び再編・整備を行う。
- ・ 狭あい道路の解消、災害に強い安全で安心な街づくりの実現。
- ・ まちづくり協議会と連携しながら景観上重要な建造物等の情報収集を行う。

参 照

- ・ 市川市景観基本計画（平成16年5月策定）
市川市の景観まちづくりの基本的な目標となるもので、多くの人々が共感し、誰もが心地よいと感じる将来の景観ビジョンを明確にし、市民と事業者と市が協働で総合的かつ体系的に景観まちづくりを実現化していくための計画。

基本方策5-2

継 続

文化の視点を組み入れた身近な公共空間の環境整備

市街地整備に文化の視点を組み入れ、道路や公園、駅前広場等の身近な公共空間のユニバーサルデザイン、周辺景観やデザインに配慮した公共施設の整備を進めるとともに、住民参加の環境美化活動を進めます。

主な実績

- ・ 高齢者の外出促進のためのゴールドシニア事業（チケット75）の実施
- ・ 公園緑地の維持管理

主な課題

- ・ 公共施設等の老朽化が進んでいる。
- ・ パブリックアートは、設置場所や設置後の維持費について検討が必要。

今後の方針

- ・ 今後建替えや改修が必要となる公共施設等は、先導的かつ良好な景観形成を図っていく。
- ・ 街並み景観に関する意識高揚や啓発活動等を継続する。
- ・ パブリックアートは、市立美術館が開設する場合にその敷地内に設置する。

基本方策5-3

継 続

地域の文化活動と連携した個性的な街づくりの推進

商店街の活性化や住環境の維持・改善等にあたっては、地域の文化活動との連携を図り、各種イベントの開催等により個性的な街づくりを進めます。

主な実績

- ・ イベントの開催やイベントの共催、後援による地域連携
- ・ 地域主催イベントへの補助金交付
KUGURU展(令和2年～3年)：現在は有志がKUGURU展実行委員会を結成し継続開催しており、市民主体のイベントに移行した。
Nakayama AIR(令和3年)：中山・鬼高地区におけるアーティスト・イン・レジデンス
街回遊展(平成11年～28年)：街回遊展 全19回、ミニ回遊展3回実施
市内全域での開催を達成し事業終了。その後は「回遊展in八幡」を有志で開催している。

主な課題

- ・ 商工業振興において文化の視点は導入されていない。
- ・ 商店街の衰退や解散により、イベントの実施が難しくなっている。
- ・ まち並みの景観向上に資する活動を推進しているが、市民の関心度が低い。
- ・ 中心メンバーの高齢化、担い手不足。
- ・ Nakayama AIRは、中山の商店街には空き店舗が多いものの、同建物に居住している等、他人へ貸すことに消極的で、活用のハードルは高かった。

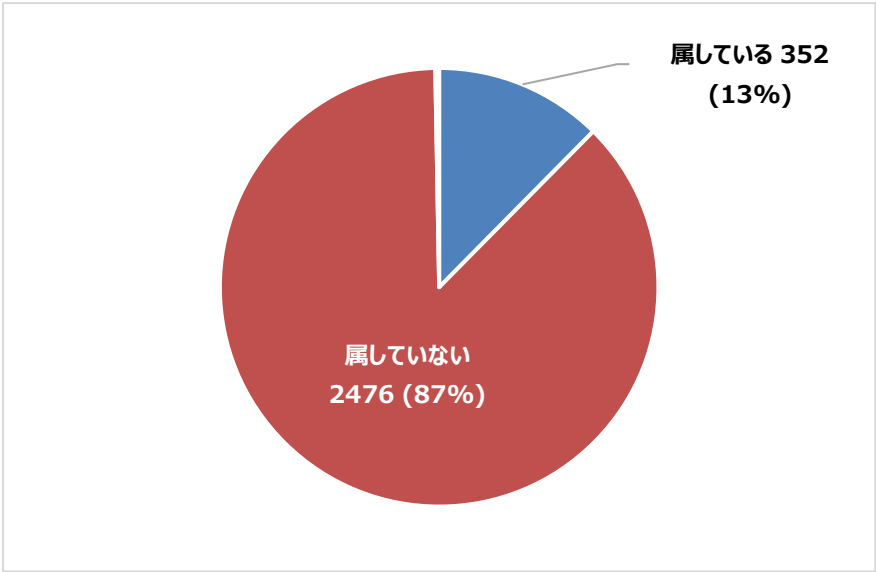
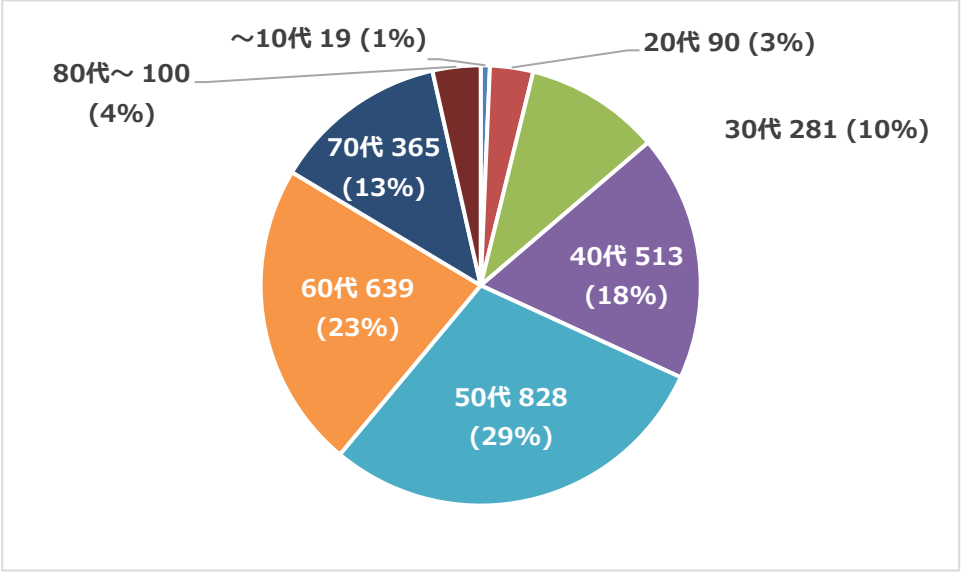
今後の方針

- ・ 市はイベント開催の共催や後援することにより運営を支援をする。
- ・ まち並み景観ハンドブック、景観100選、市景瓦版などを活用する。

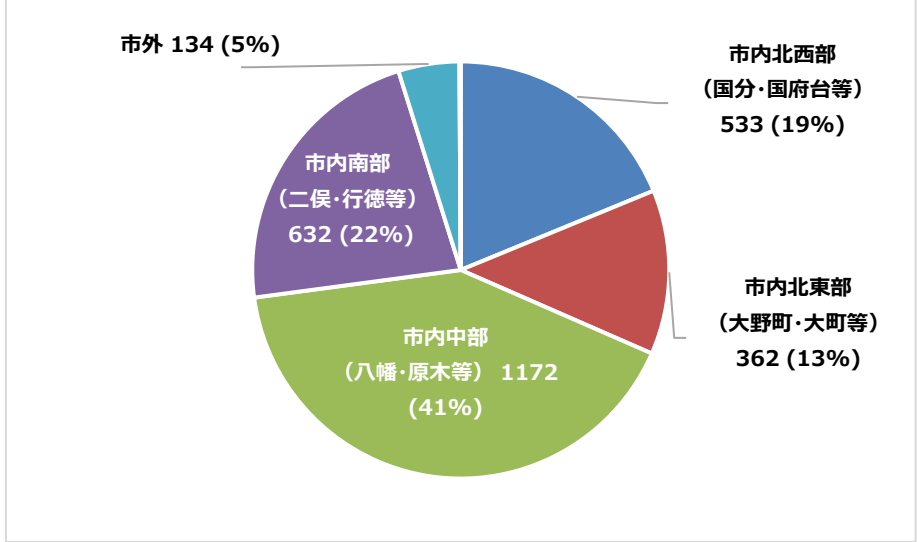
市の文化芸術についてのアンケート 結果

実施時期：2025年6月23日(月)～7月6日(日)
実施方法：web(いちモニ)、紙アンケート(市内文化施設11か所、公民館15館 計26か所)
回答数：2,838件(内訳：いちモニ 2,677件、紙 161件)

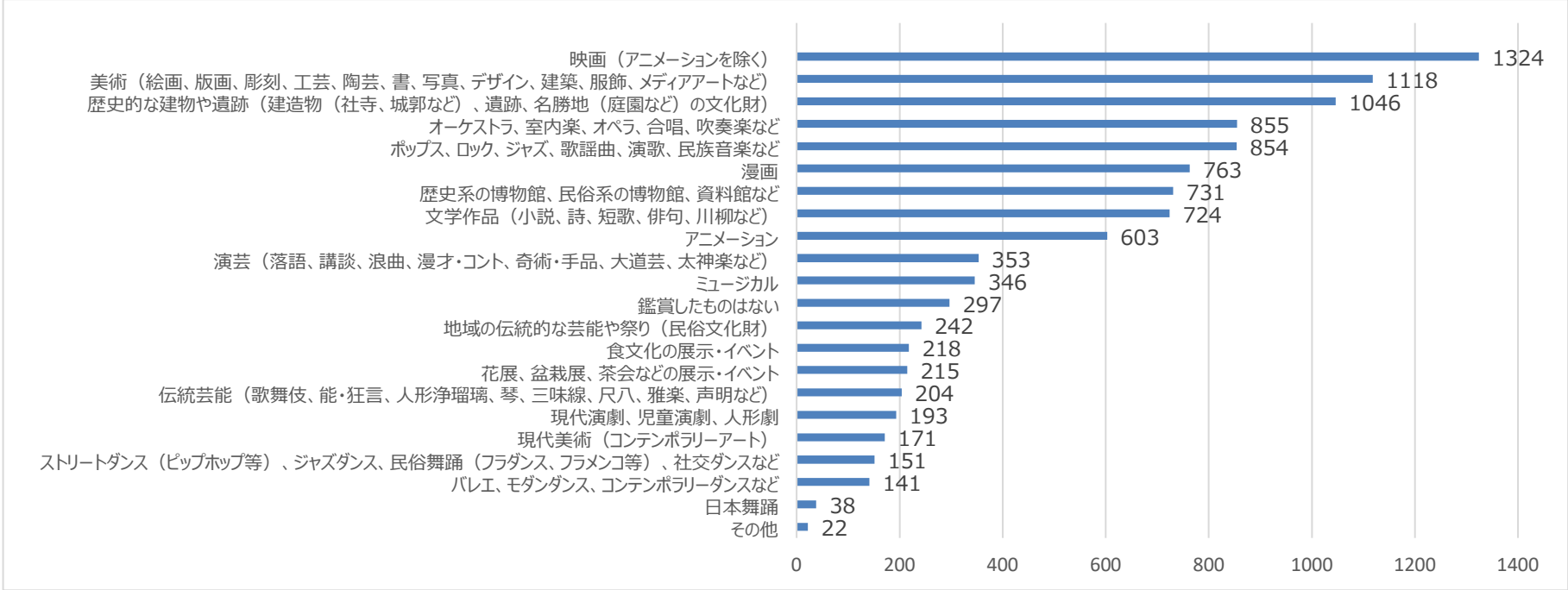
Q1 あなたの年齢を教えてください。 Q2 あなたは、文化芸術活動を目的とする団体やサークルに属していますか。



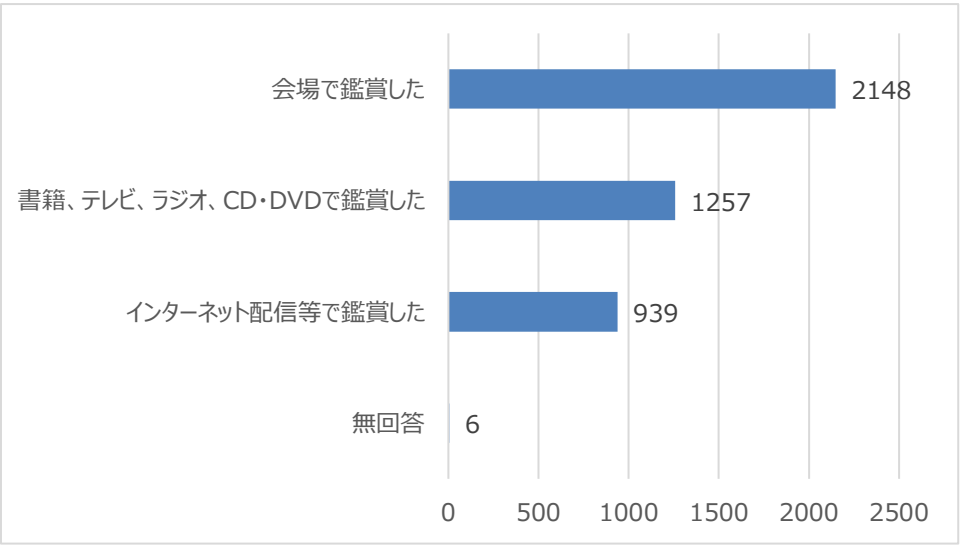
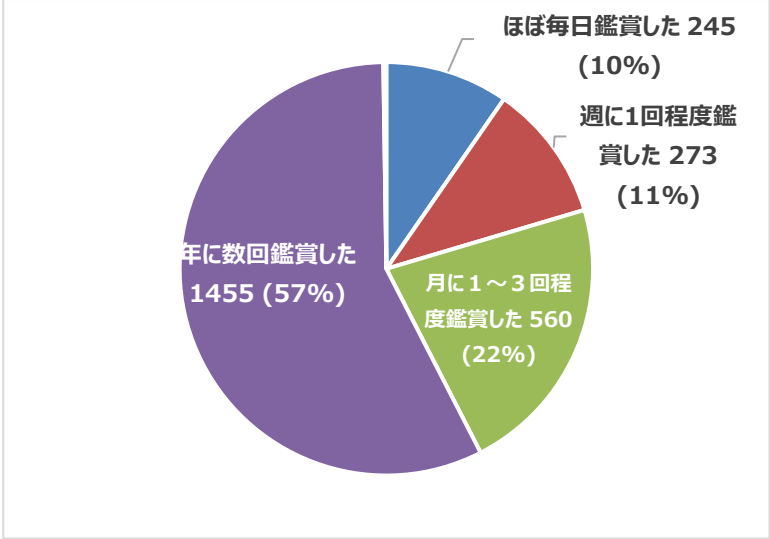
Q3 あなたのお住まいの地域を教えてください。



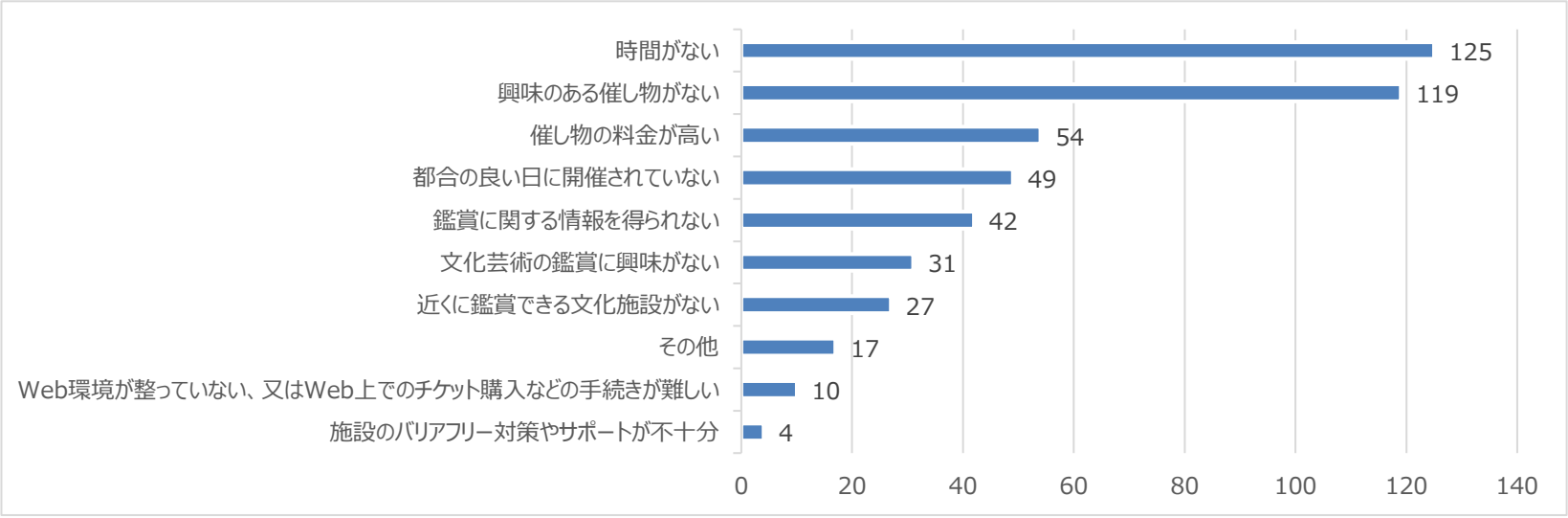
Q4 あなたは、この1年間にどのようなジャンルの文化芸術を鑑賞しましたか。(複数回答可)



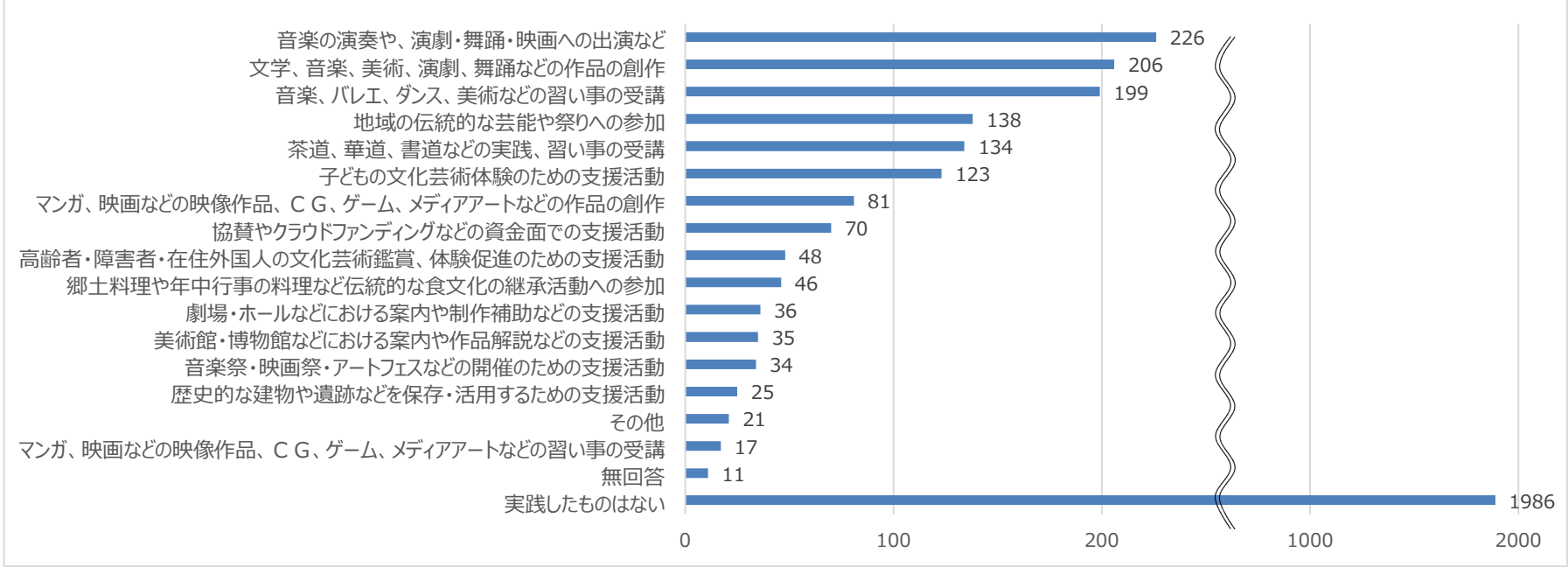
Q4で「鑑賞したジャンルがある」方に伺います。
Q5 この1年間にどの位の頻度で文化芸術を鑑賞しましたか？ Q6 この1年間に文化芸術の鑑賞をどのようにしましたか。（複数回答可）



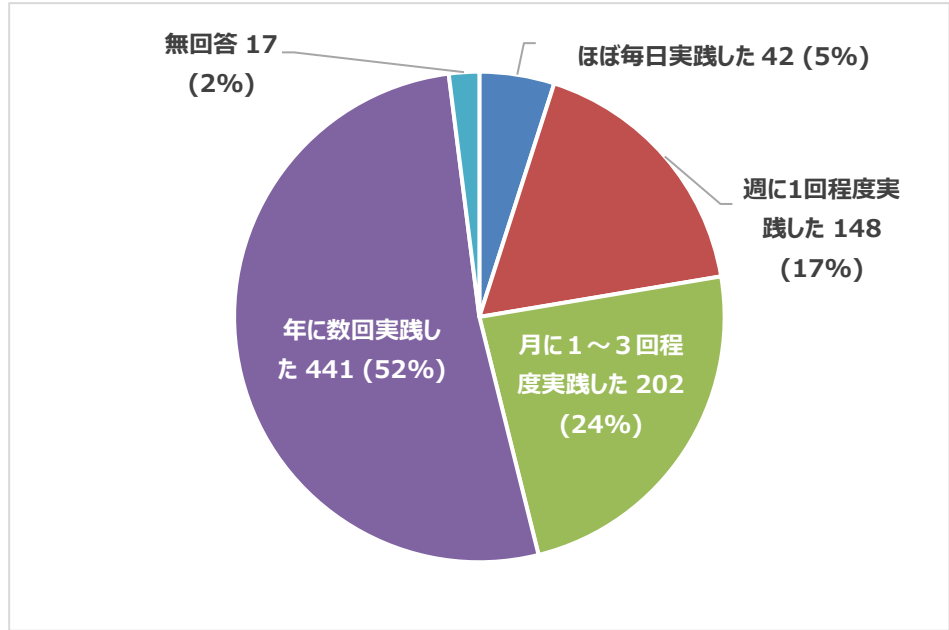
Q7 Q4で「鑑賞したものはなし」と答えた方に伺います。その理由を教えてください。（3つまで）



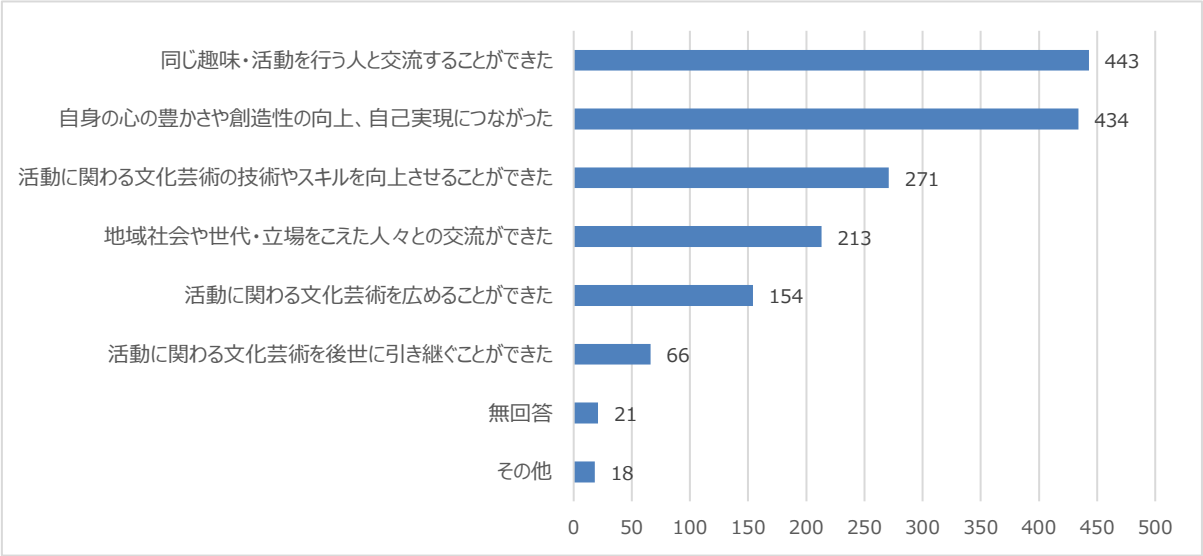
Q8 あなたは、この1年間に、どのようなジャンルの文化芸術活動を、鑑賞ではなく自分で実践したり、ボランティアとして支援しましたか。（複数回答可）



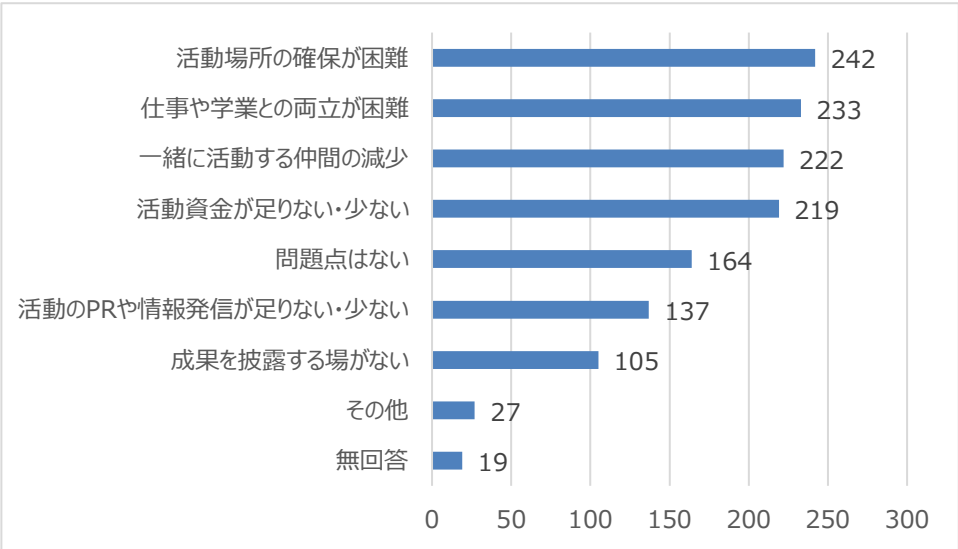
Q9 Q8で「実践したジャンルがある」方に伺います。この1年間にどの位の頻度で文化芸術活動を実践しましたか？



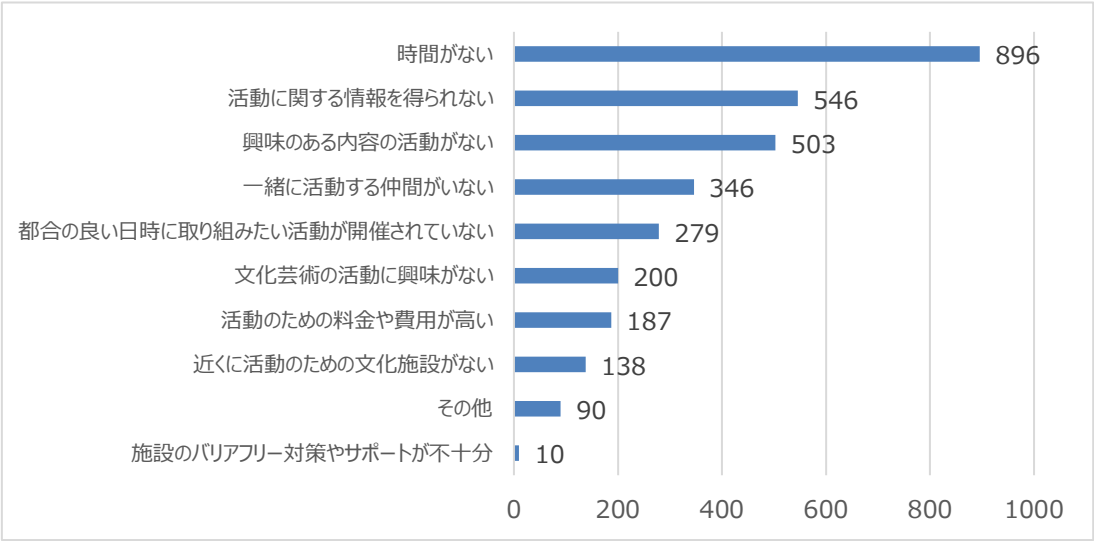
Q10 Q8で「実践したジャンルがある」方に伺います。実践して良かったことを教えてください。（3つまで）



Q11 今後、活動を継続するうえで問題点を教えてください。（3つまで）

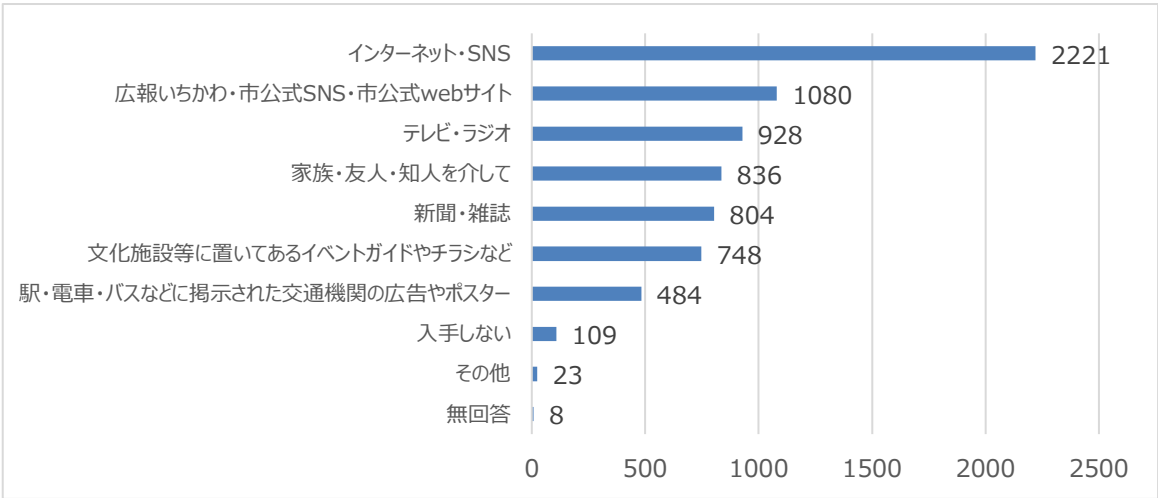


Q12 Q8で「実践したものはない」と答えた方に伺います。その理由を教えてください。（3つまで）

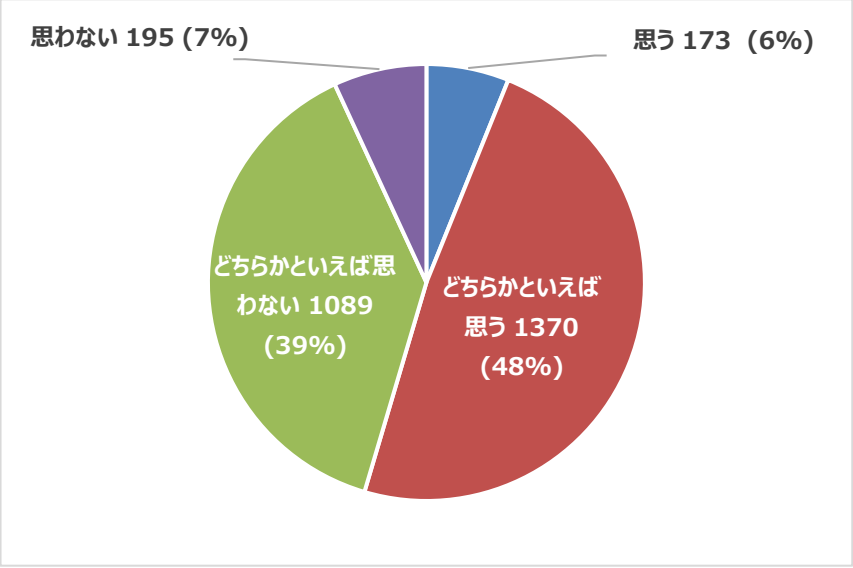


その他の主な内容
体調不良、体力・気力不足、身体的理由、健康上の理由
鑑賞は好きだが実践しようと思わないから
自身の技術不足

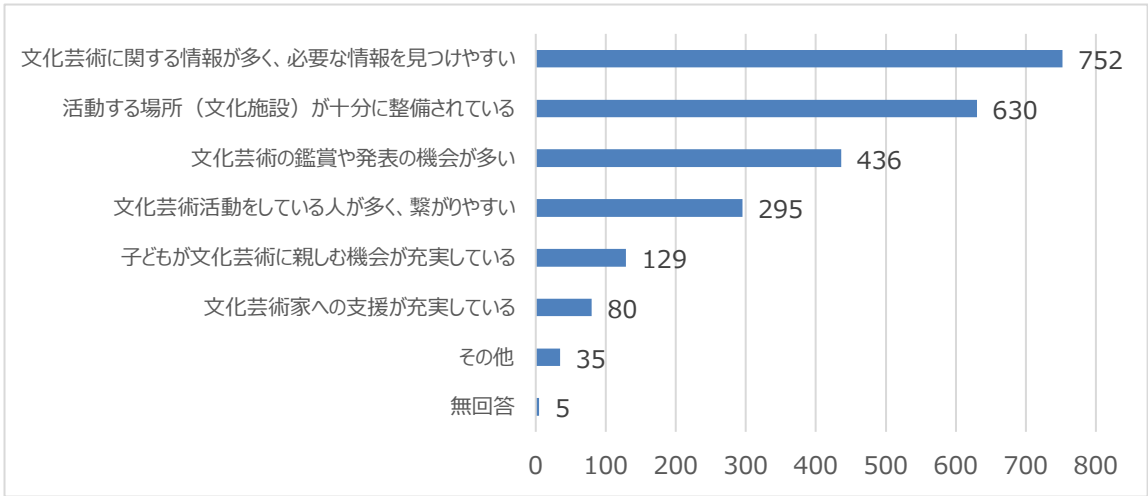
Q13 あなたは普段、文化・芸術に関する情報を、どこから入手しますか？（複数選択可）



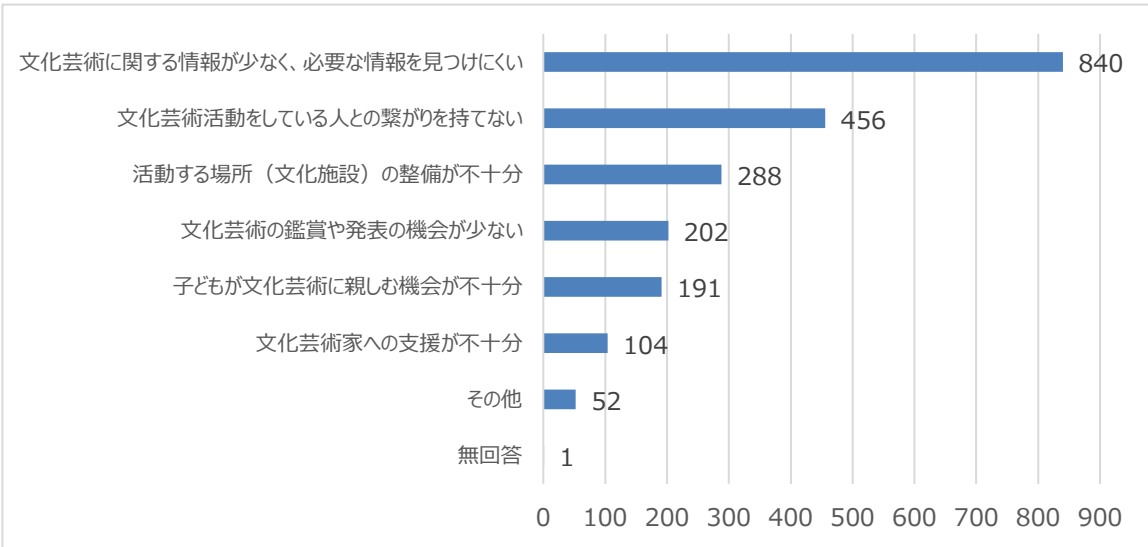
Q14 市川市は文化芸術に触れ、自ら取り組むことができる環境が整っていると思いますか。



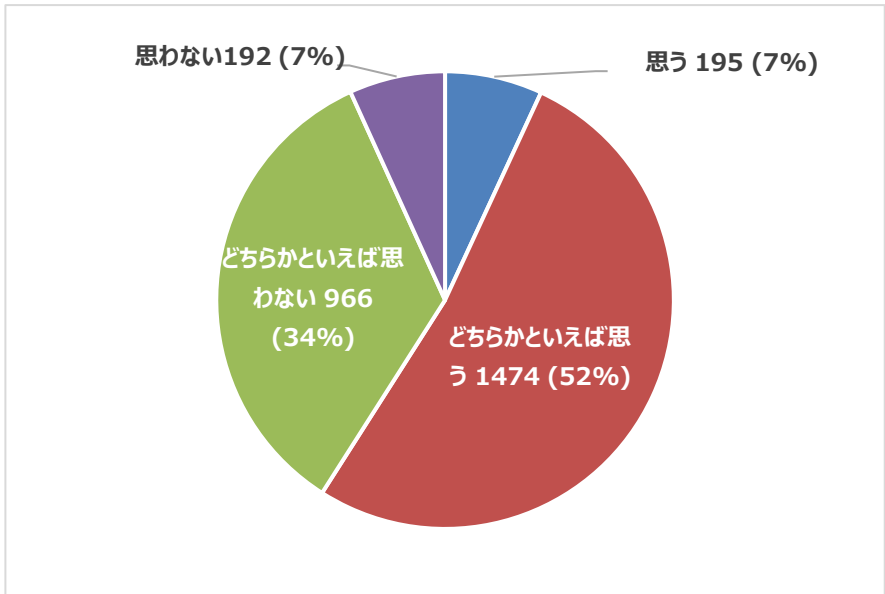
Q15 Q14で「思う」「どちらかといえば思う」と答えた方に伺います。その理由を教えてください。（3つまで）



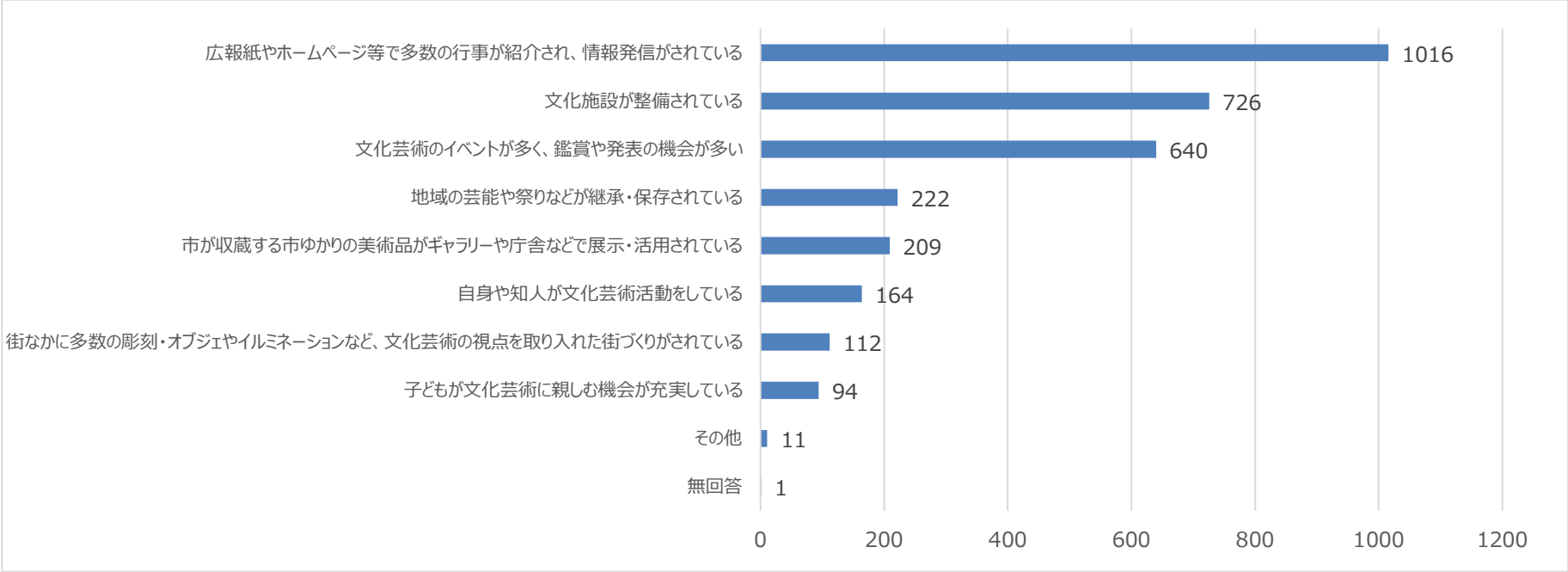
Q16 Q14で「思わない」「どちらかといえば思わない」と答えた方に伺います。その理由を教えてください。（3つまで）



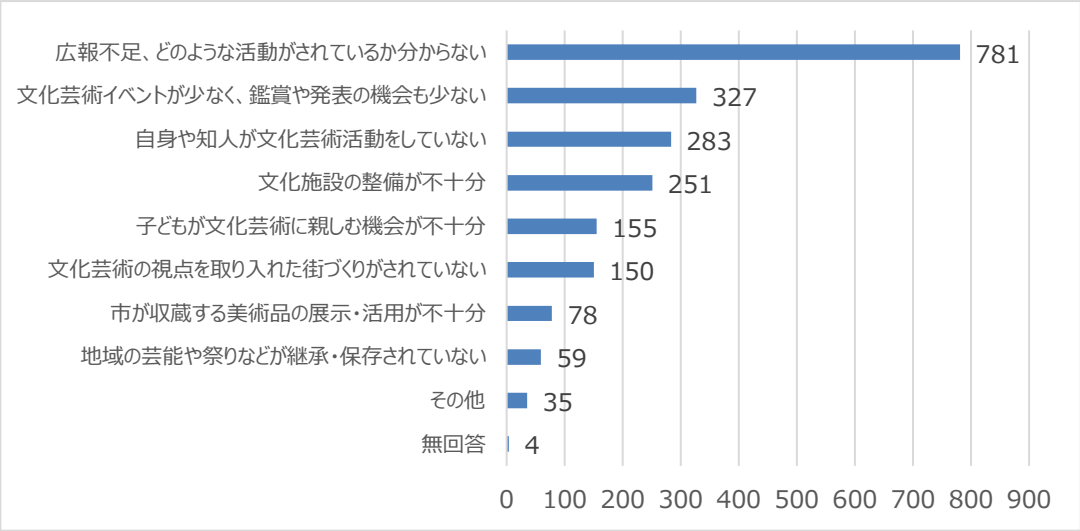
Q17 あなたは、「市川市は文化・芸術活動が活発に行われている」と思いますか？



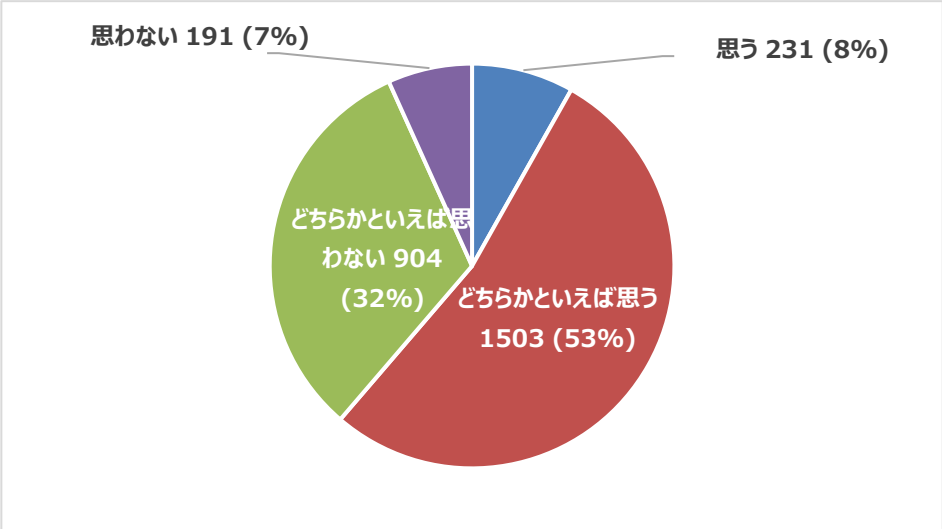
Q18 Q17で「思う」「どちらかといえば思う」と答えた方に伺います。その理由を教えてください。（3つまで）



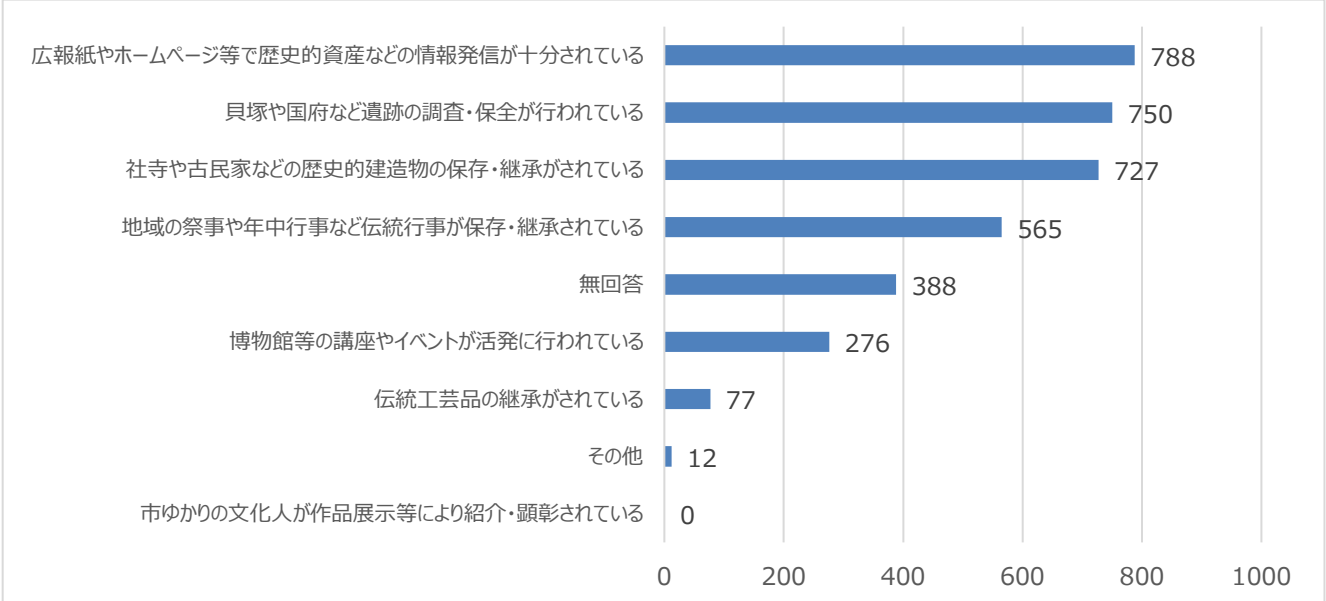
Q19 Q17で「思わない」「どちらかといえば思わない」と答えた方に伺います。その理由を教えてください。（3つまで）



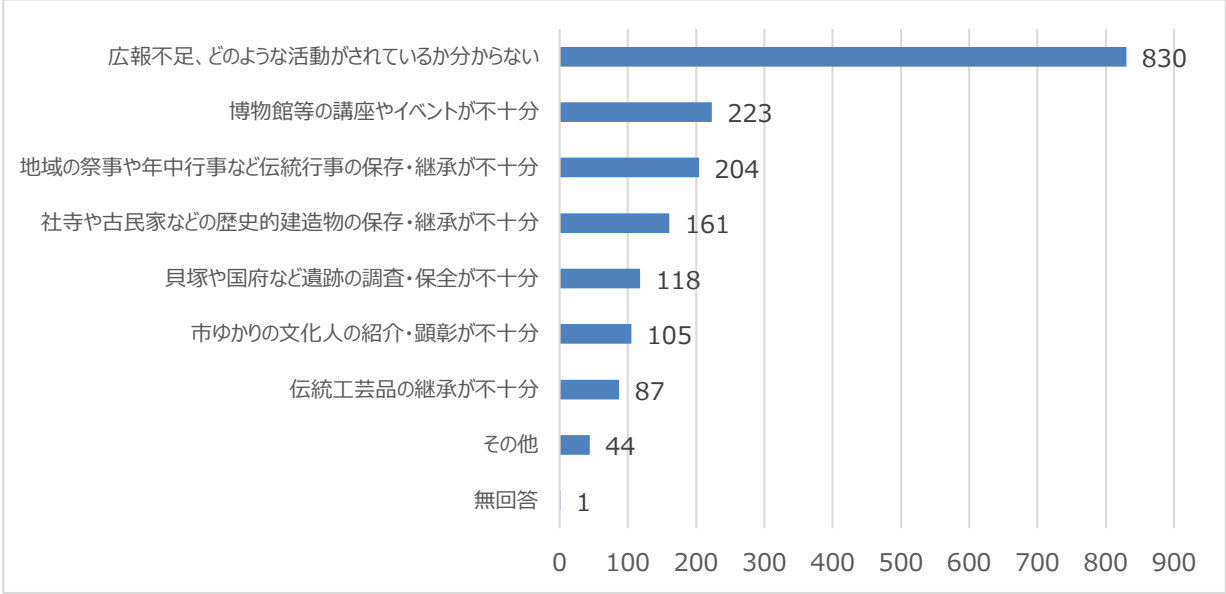
Q20 あなたは、「市川市は歴史にもとづく文化・芸術が根付いている」と感じますか。



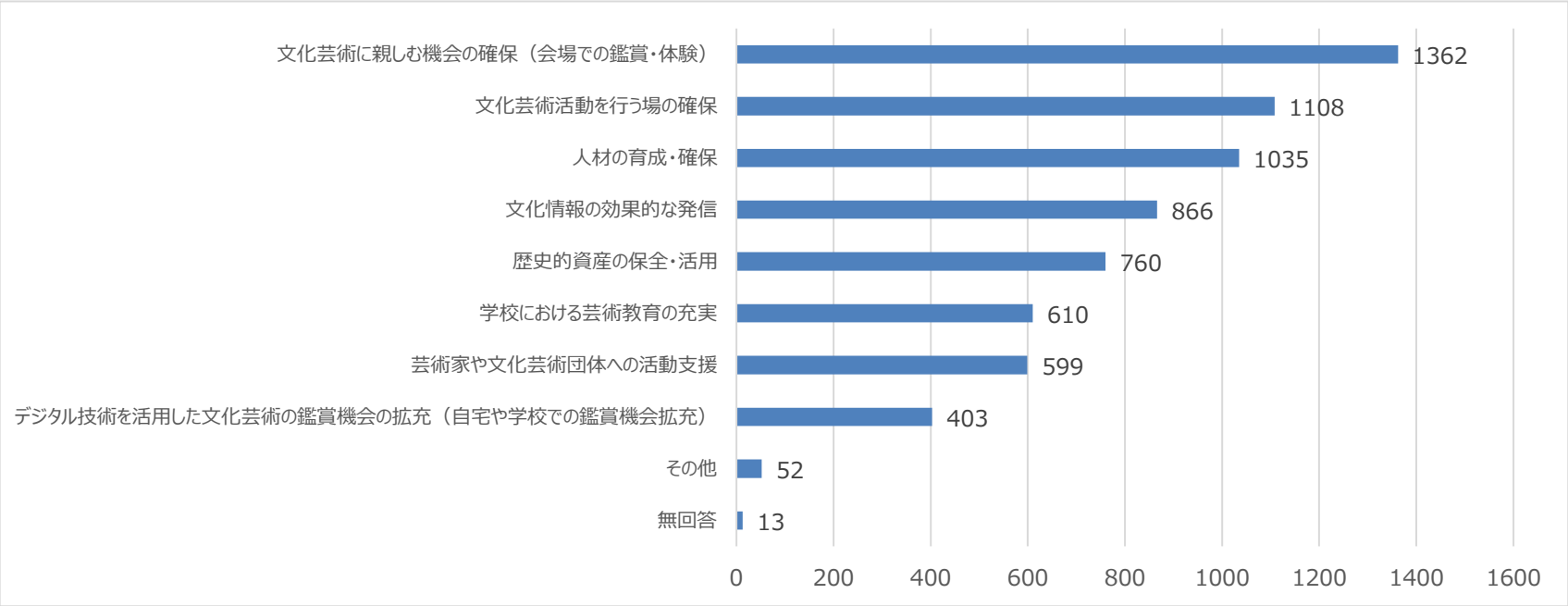
Q21 Q20で「思う」「どちらかといえば思う」と答えた方に伺います。その理由を教えてください。（3つまで）



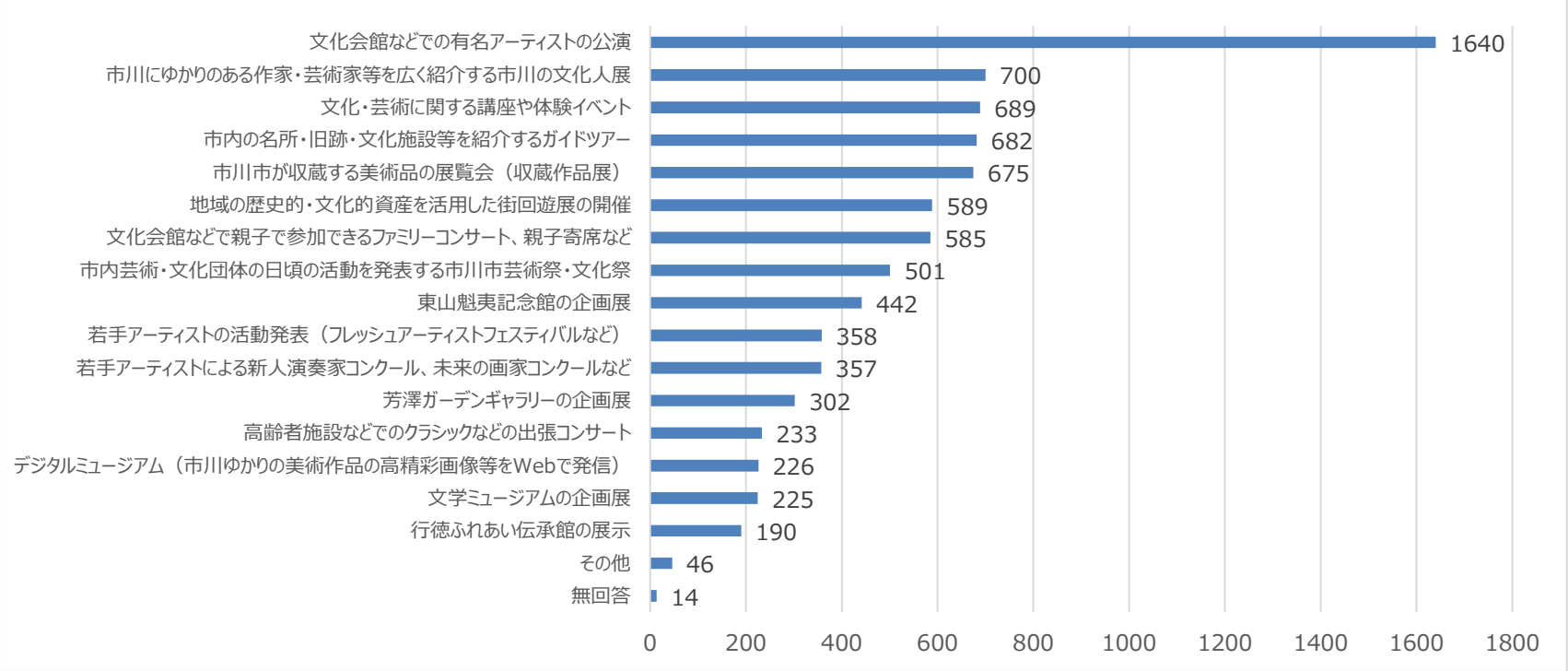
Q22 Q 20で「思わない」「どちらかといえば思わない」と答えた方に伺います。その理由を教えてください。（3 つまで）



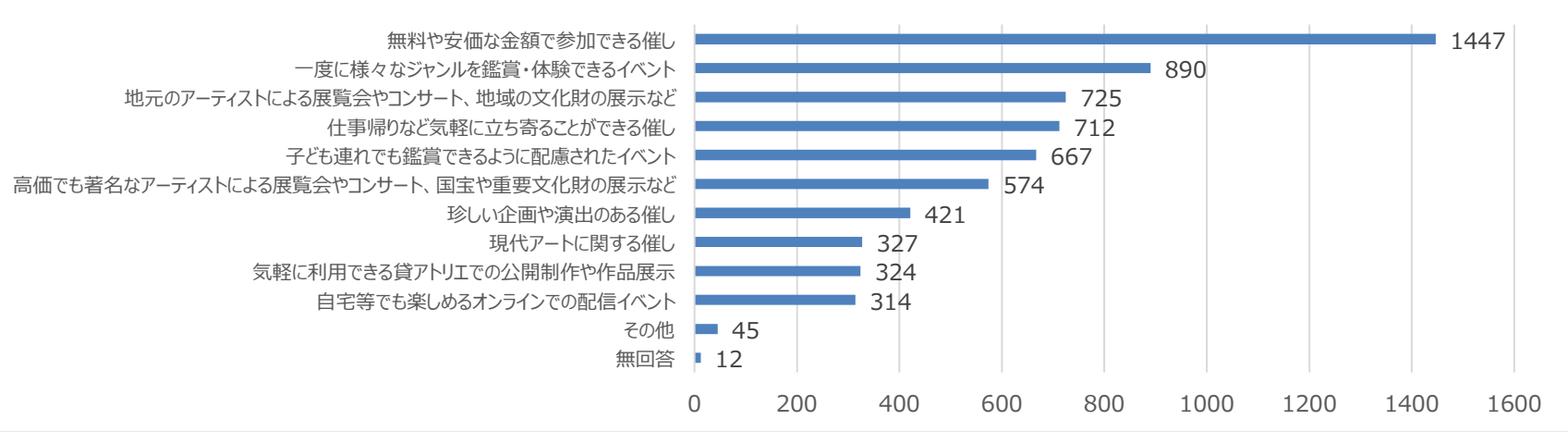
Q23 市川市が「彩り豊かな文化と芸術を育むまち」を実現するために、重要だと思うことを選んでください。（3 つまで）



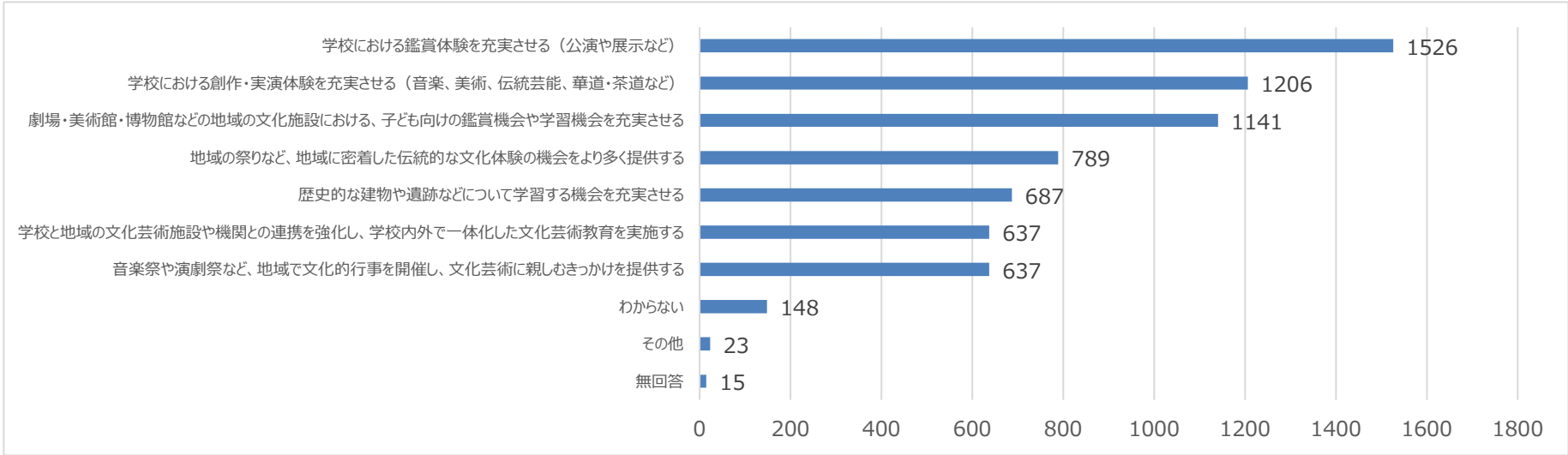
Q24 市内で行われている下記の文化事業の中で、あなたが興味のあるものを選んでください。（複数選択可）



Q25 今後、市川市はどのような文化芸術に関する企画を行うと良いと思いますか。（3 つまで）



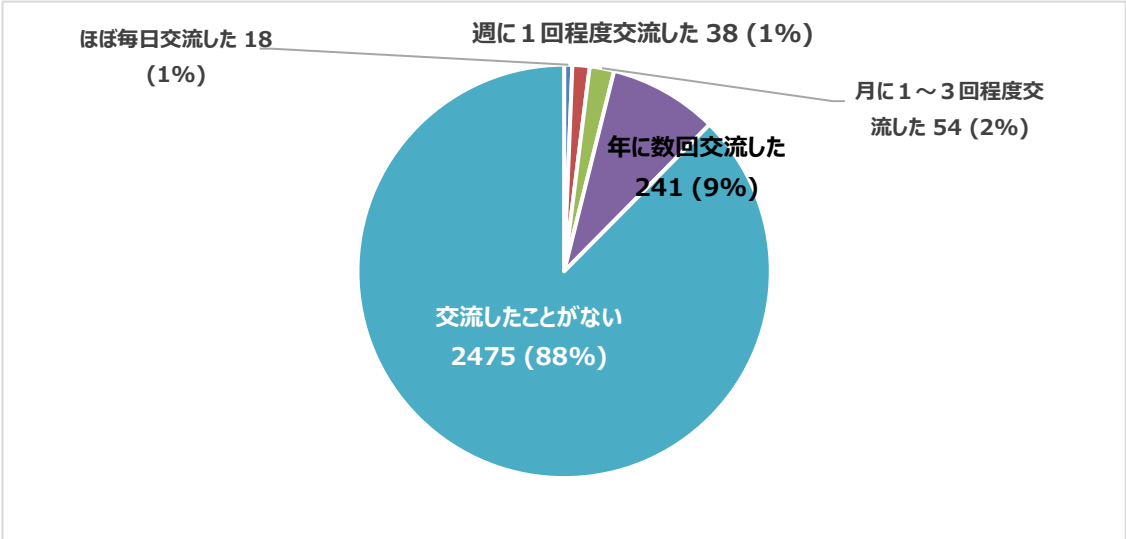
Q26 あなたが子どもの文化芸術体験について、重要だと思うことを選んでください。（3つまで）



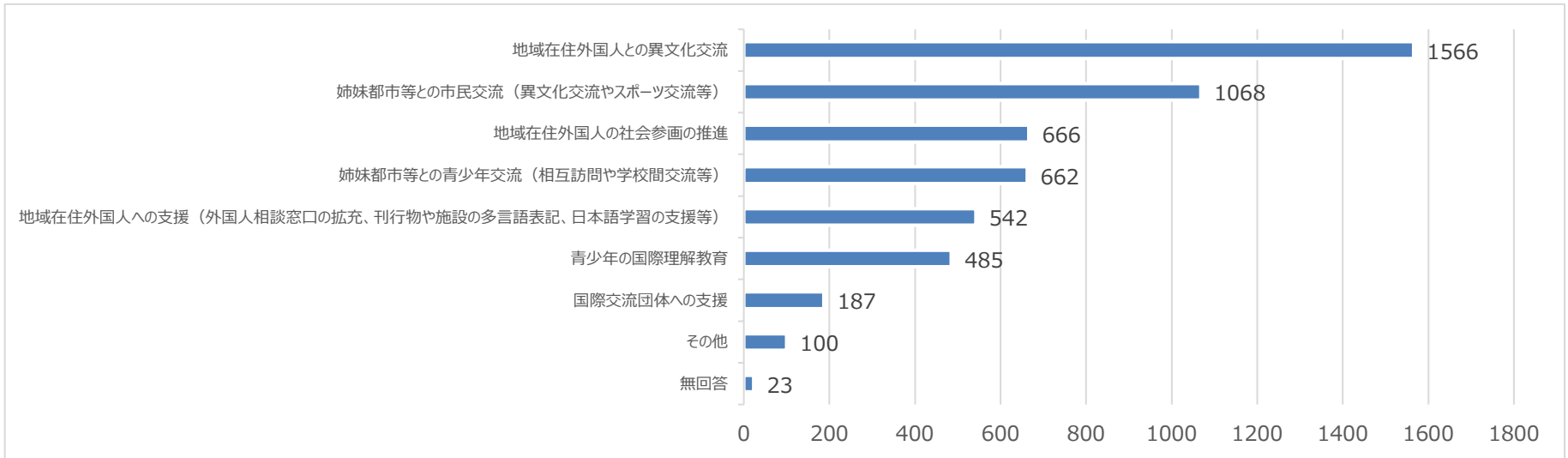
その他の主な内容

押し付けにならないこと/ 得手不得手があるので全員参加型のはやらない方がよい/ 成績をつけることが苦手意識を生む

Q27 あなたはこの1年間で、地域在住外国人と交流し、他国の文化を学ぶなど異文化交流を行いましたか。



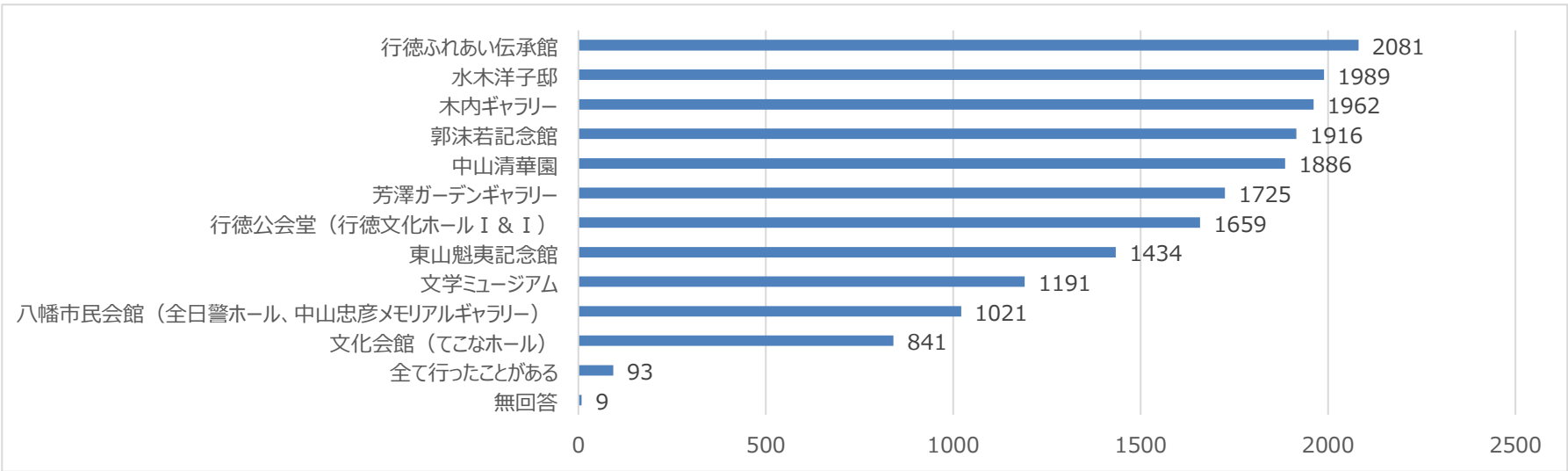
Q28 国際交流と国際理解を促進するために、重要だと思うことを選んでください。（3つまで）



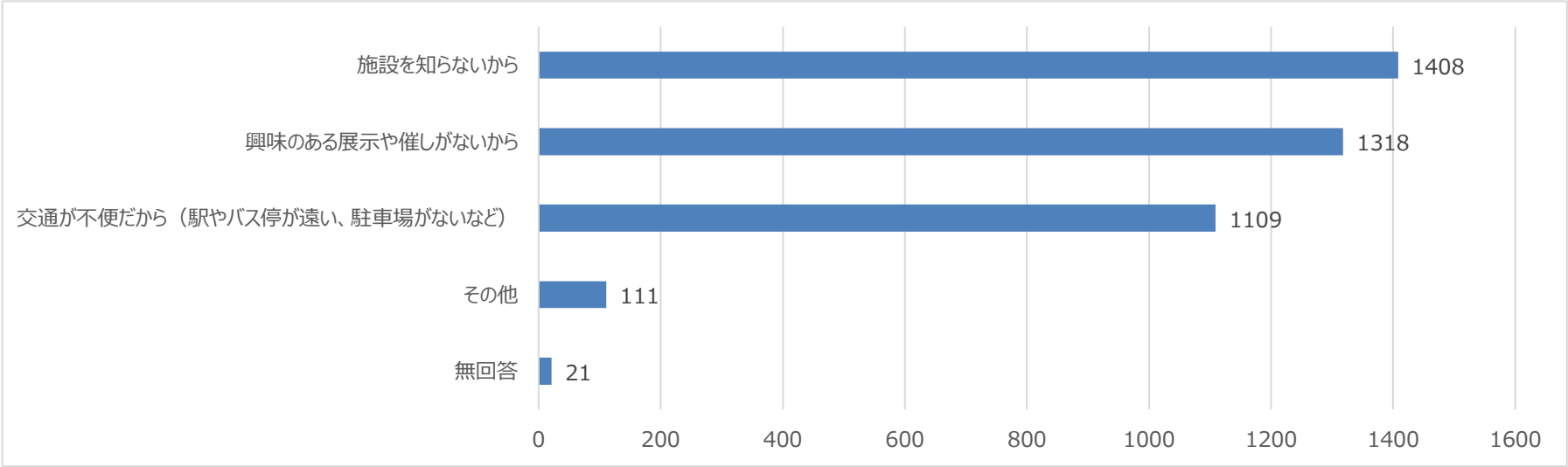
その他の主な内容

ゴミの出し方、公共の場でのルール、マナー、習慣などを外国人に知ってもらう機会を設けること
日本語教育

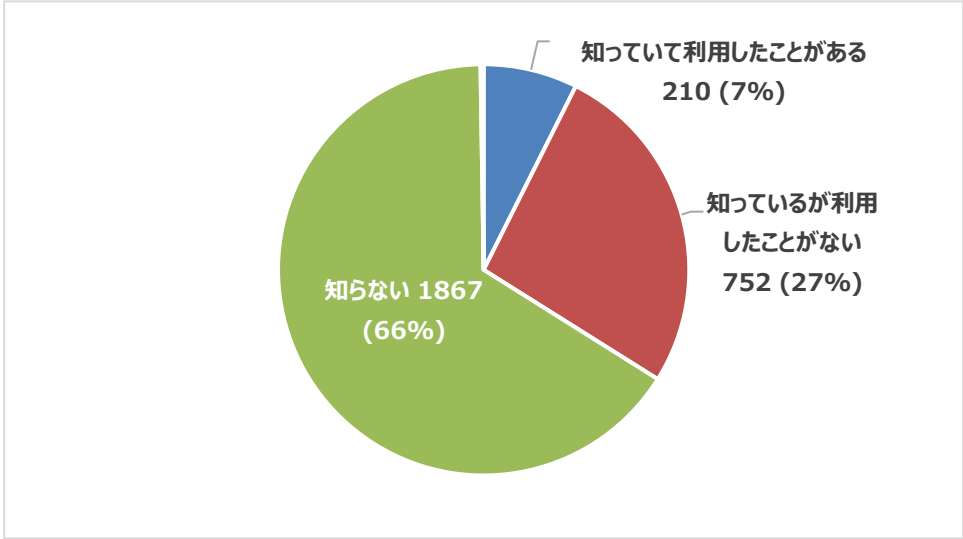
Q29 下記の市川市の文化施設の中で、あなたが行ったことがない施設を教えてください。（複数選択可）



Q30 Q29で施設を一つでも選んだ方に伺います。行ったことがない理由を教えてください、（複数選択可）



Q31 あなたは、鉄道の駅を拠点に、各地域の旧跡や文化施設等を巡るための「文化の街かど回遊マップ」を知っていますか。



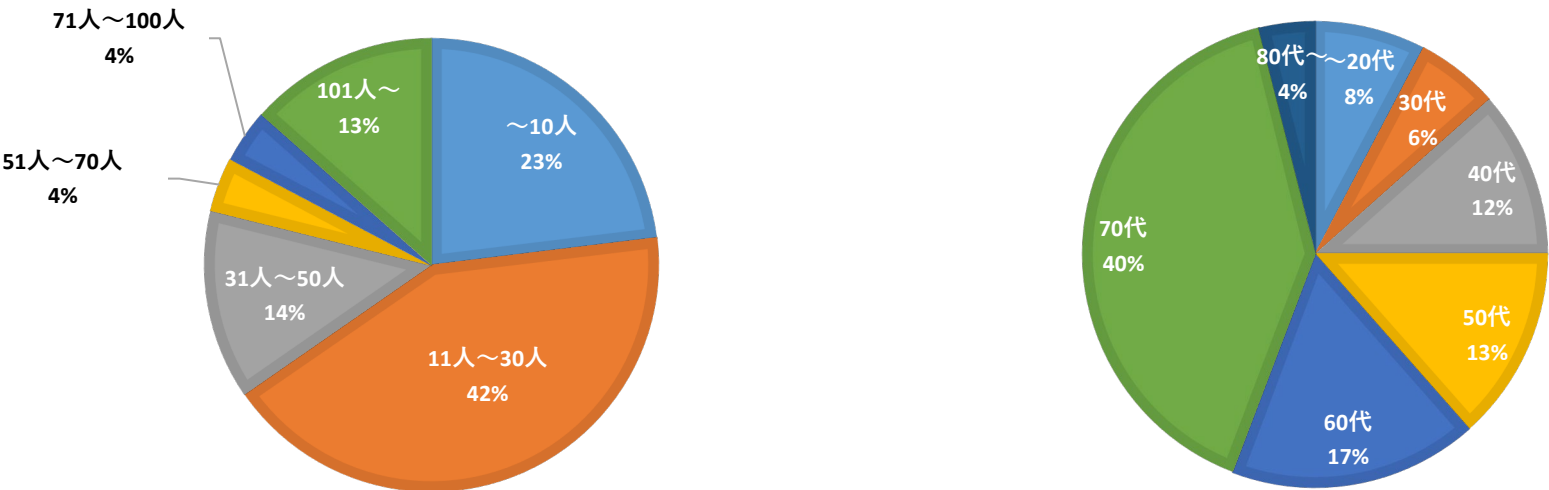
Q32 最後に、市川市の文化施策について感じていることをご記入ください。（自由記入200字以内）

主な内容
効果的な情報提供が必要
子どもから大人まで楽しめる魅力ある企画を希望
気軽に参加できる企画を希望（安価、子連れなど）
学校等で子どもの鑑賞や実践の機会が増えると良い
交通の便が悪い文化施設もある
長く続いている無料の演奏会はありがたい

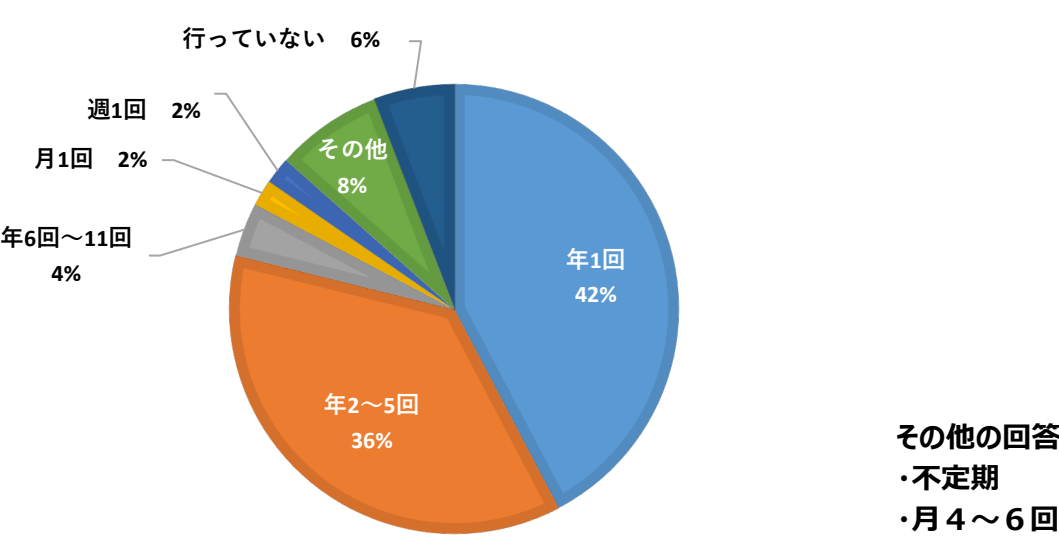
文化振興ビジョン改定に係る文化芸術活動団体についてのアンケート結果

実施期間：令和7年7月2日（水）～7月16日（水）
対 象：市川市内で活動する文化芸術活動団体
回答方法：オンライン、紙面
回 答 数：52団体
※Q1～Q3は団体に関する情報のため非公開

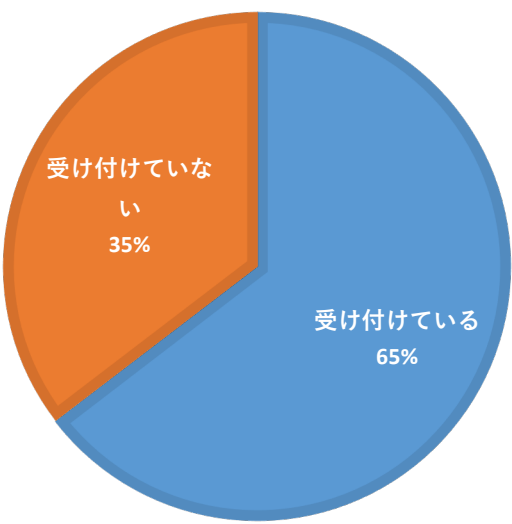
Q4 貴団体の現在の会員（加入者）数についてお答えください。 Q5 現会員（加入者）の平均年齢についてお答えください。



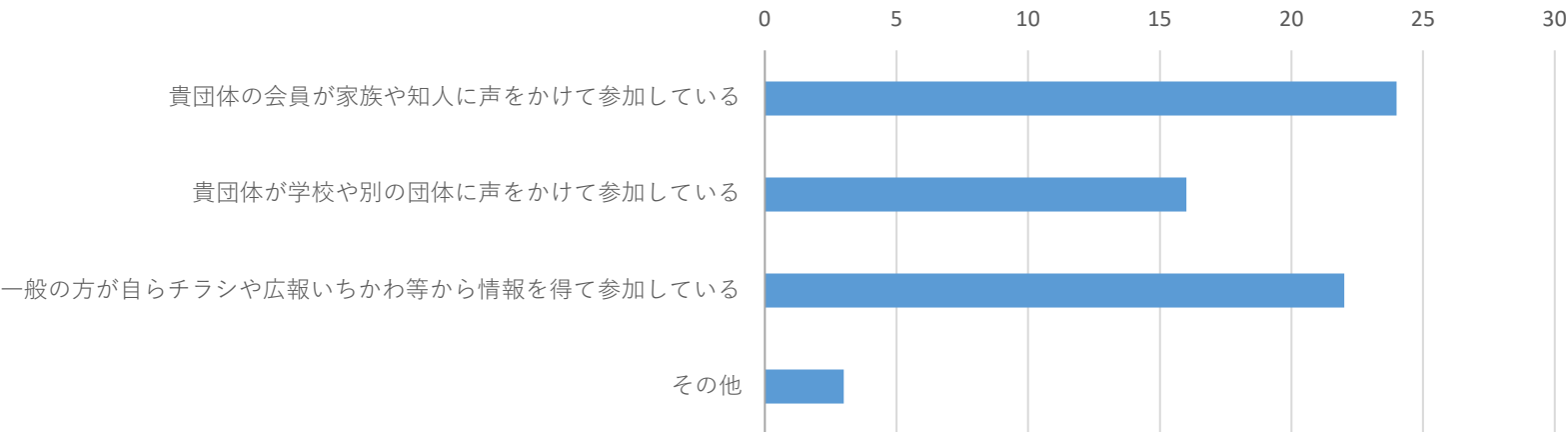
Q6 貴団体として行う展示会や演奏会、公演等は何くらいの頻度で開催していますか。



Q7 貴団体として行う展示会や演奏会、公演等は一般の方（会員以外）の参加（出展・出演等）を受け付けていますか。

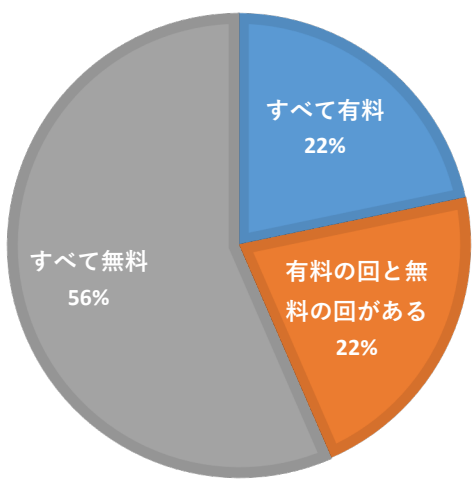
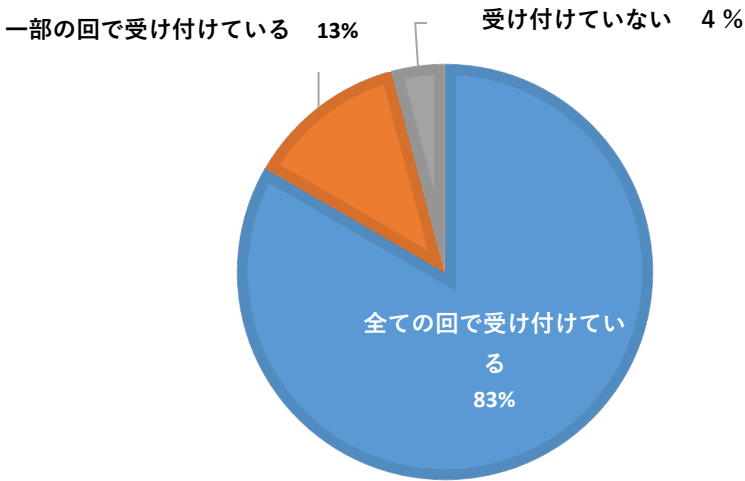


Q8 Q7で「受け付けている」と答えた方に伺います。一般の方はどのように参加していますか。（複数回答可）

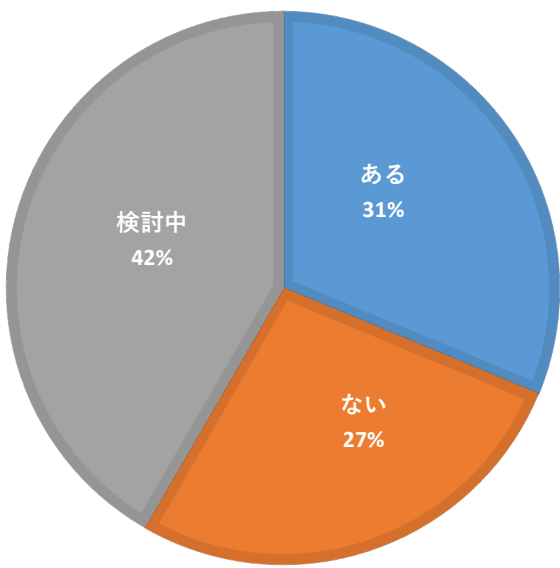


Q9 貴団体として行う展示会や演奏会、公演等は一般の方（会員以外）の観覧を受け付けていますか。

Q10 一般の方（会員以外）の観覧・聴講を受け付ける場合、それは有料でしょうか、無料でしょうか。



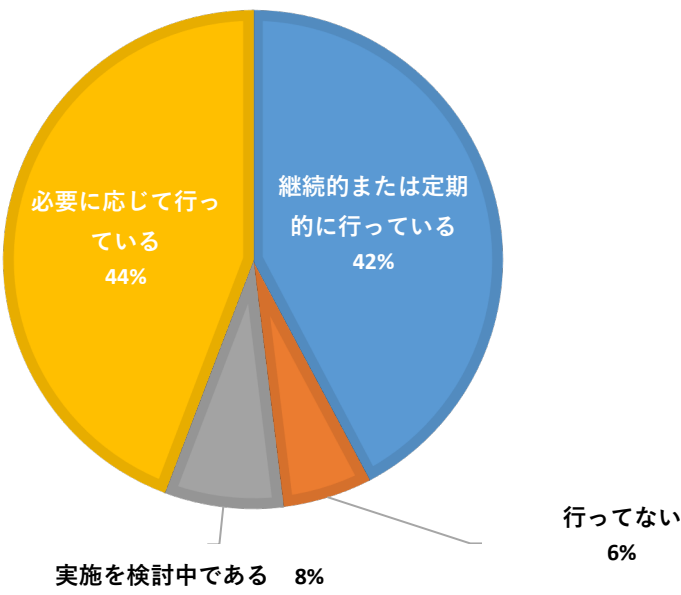
Q11 貴団体の展示会や演奏会、公演等で、障がいのある方、外国の方、未就学児などが来場しやすいような工夫はありますか。



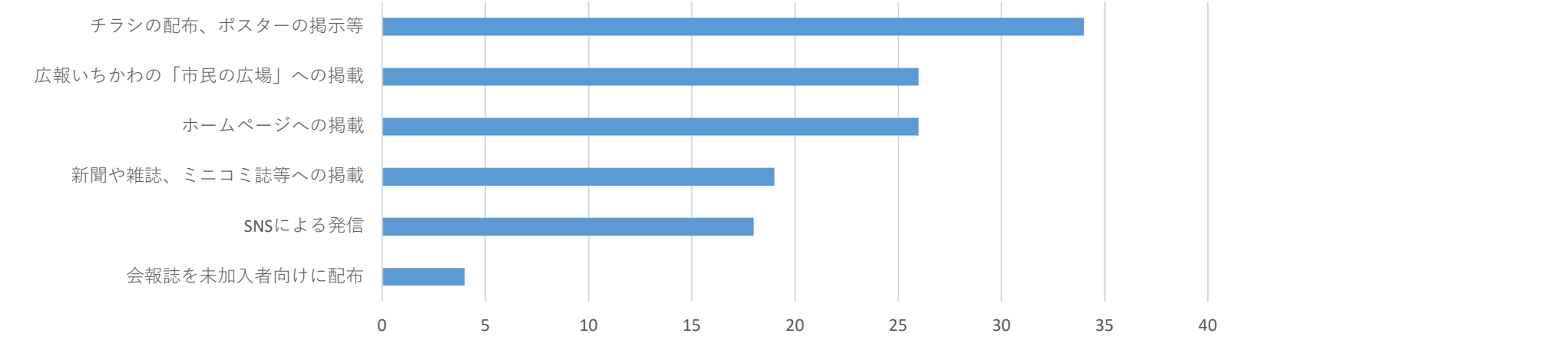
Q12 Q11で「ある」と答えた方に伺います。具体的には、どのような工夫を行っていますか。

- ・車いす利用者への対応。ろうあ者への対応（筆談）
- ・体験講習などを行い、文化芸術に興味を持ち、参加しやすいような状況を作る。障害のある方の作品も展示する。
- ・保育に対応（子供を連れての参加可）
- ・演奏会では演奏者だけでなく、すべてのお客さまが楽しめるような演出を行ったり、どんな世代、どんな国籍の方でも聞きやすい作品を取り上げることで、来場することへの心理的負担を下げるができるような工夫
- ・大会において外国人の部や未就学児の礼法基本稽古等に出演、観覧
- ・お子様や障がいのある方が賑やかになってしまう場合、ロビーで落ち着いてもらうよう周知している
- ・出品者の国籍は問わないと明記している。障がい者に対してはコラボ展示をしたりチラシの配布をしている。また、アート体験教室では、4歳から参加者が応募している
- ・未就学児や子ども、障がいのある方の入場料は一般席よりも特別に安く設定されており、英語の説明文なども検討中
- ・未就学児入場の許可および途中退席した場合のロビーでのモニター観覧
- ・特別席の用意
- ・観客としての参加以外にも、出演者として参加を積極的に呼びかけている
- ・座っても活動ができるようにする
- ・子どもが飽きないようなプログラム作り、保護者も安心して来場できるような運営(プログラム、価格、開演時間、公演分数、公演場所など)
- ・障がい者向けに安価なチケット代、付添人1人のチケット代無料

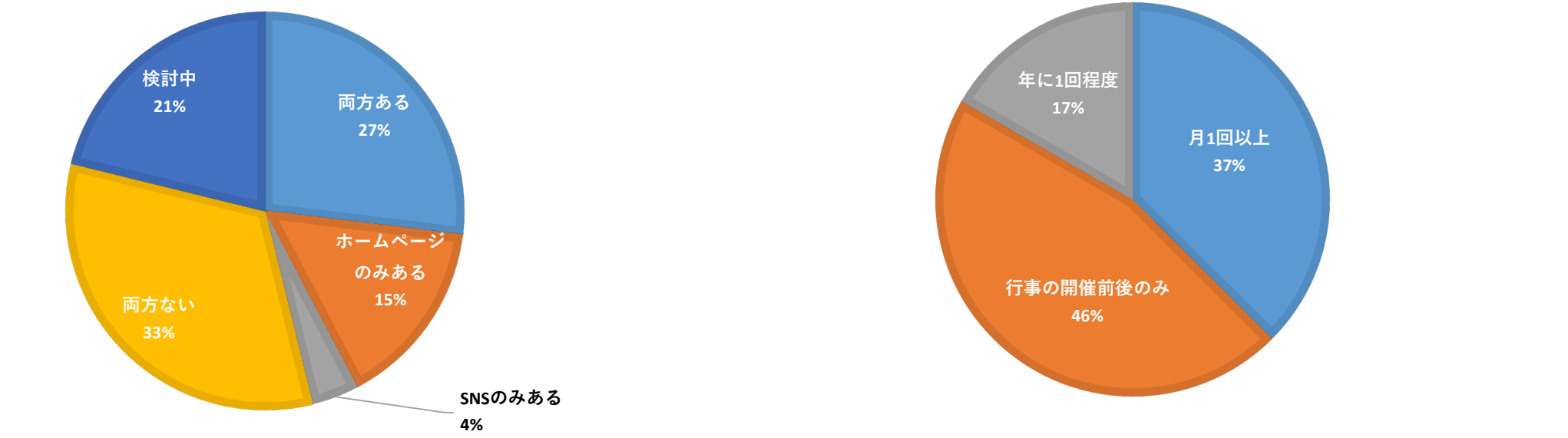
Q13 行っている事業や活動について、未活動者や未加入者向けのPR活動を行っていますか。



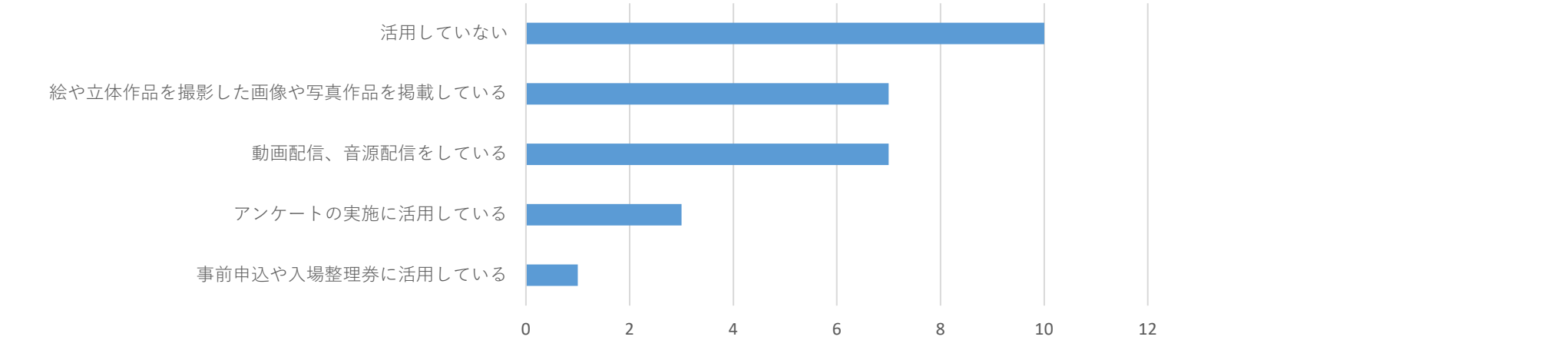
Q14 P R活動はどのような方法で行っていますか。(複数回答可)



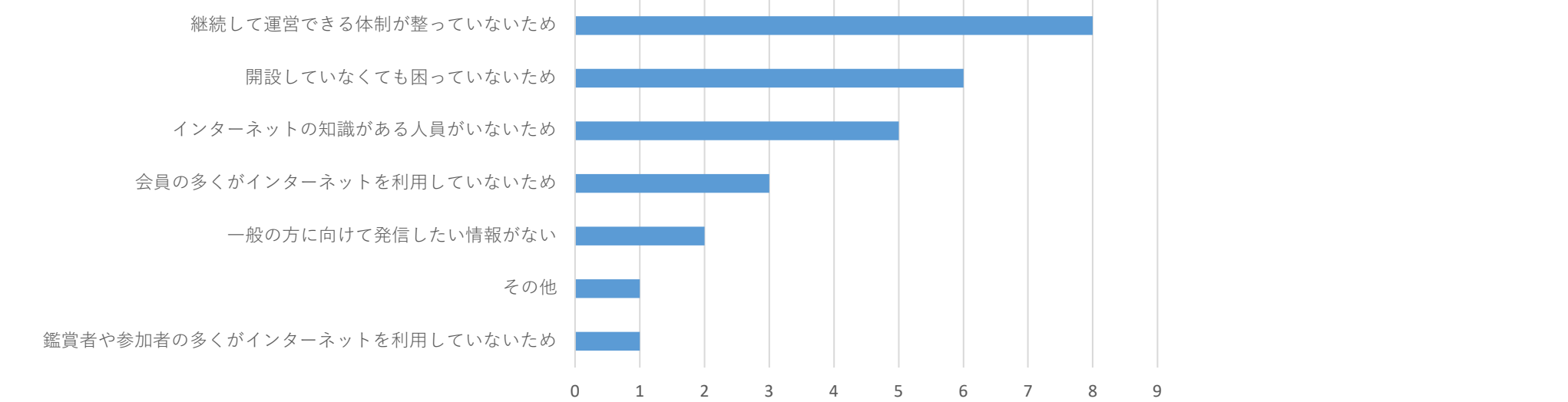
Q15 貴団体が開設している専用のホームページやSNSはありますか。 Q16 Q15で「開設している」と答えた方に伺います。ホームページやSNSの更新はどのくらいの頻度で行っていますか



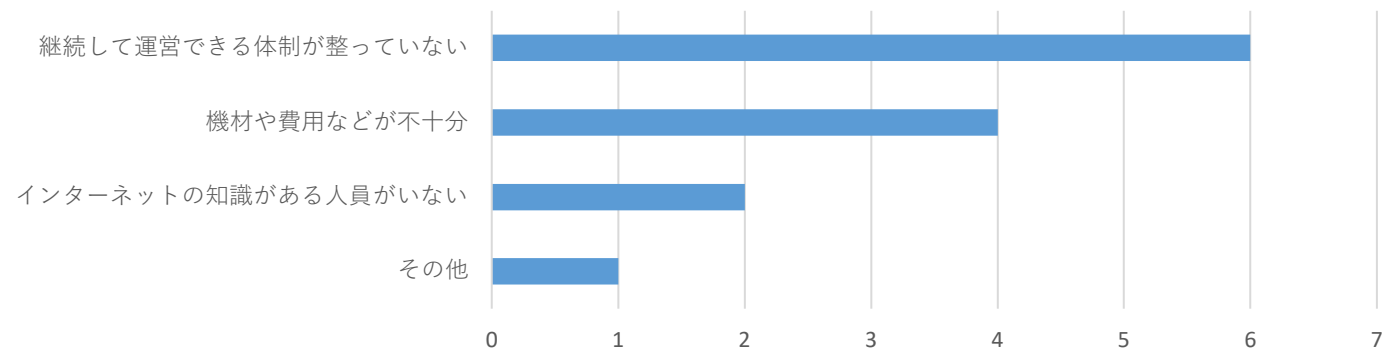
Q17 Q15で「開設している」と答えた方に伺います。ホームページやSNSのほかに、インターネットを活用した取り組みはしていますか。



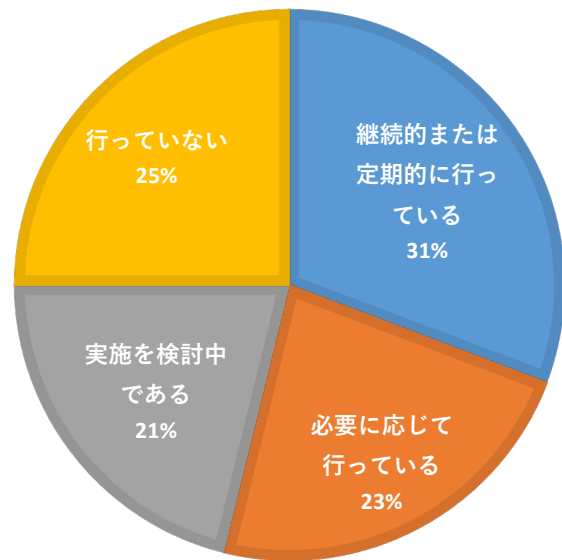
Q18 Q15で「ない」と答えた方に伺います。その理由を教えてください。(3つまで)



Q19 Q15で「検討中」と答えた方に伺います。検討するにあたっての課題を教えてください。



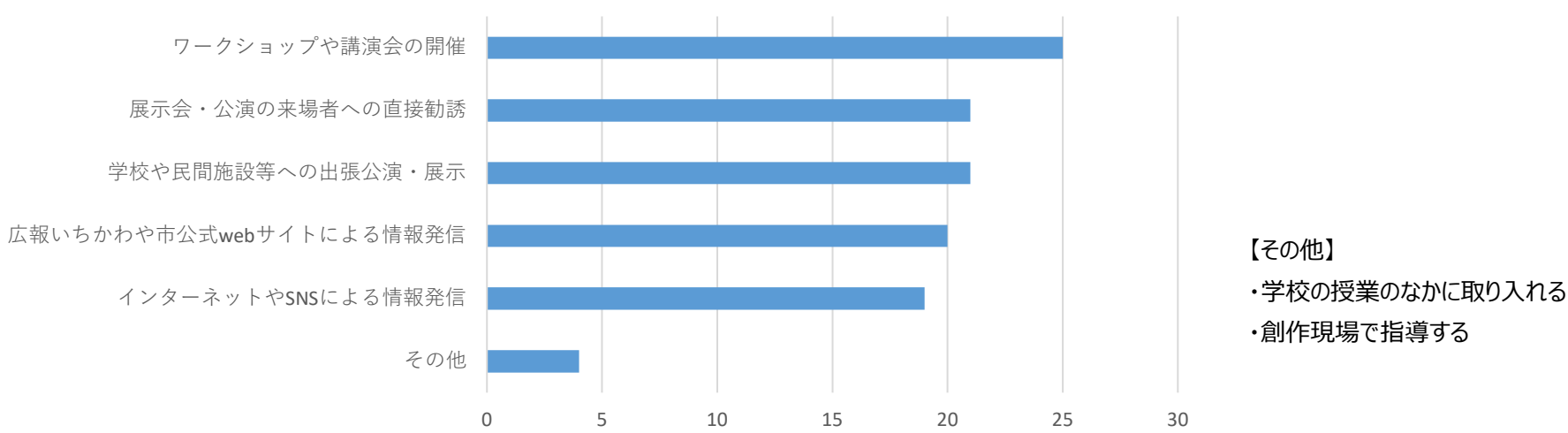
Q20 貴団体として後継者育成のための事業や活動を行っていますか。



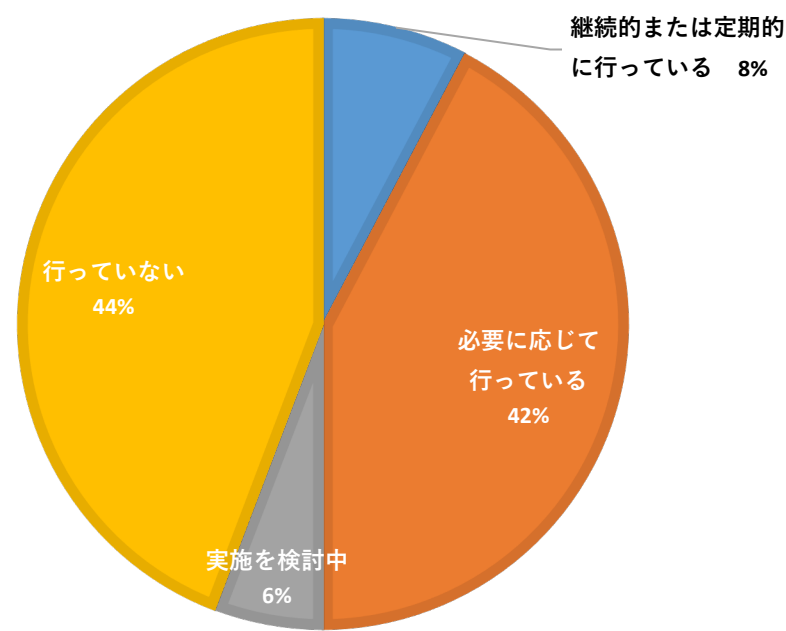
Q21 Q20で「行っている」と答えた方に伺います。具体的にどのような取り組みを行っていますか。

- ・生徒（弟子）に稽古をさせている。
- ・来場者への加入の声かけ。
- ・市内の小学校への出前授業、実演・講習
- ・コンクールの開催、研修会、講演会
- ・担当係の定期的な交替
- ・定期的に公式ブログやSNS等で情報発信を行って広く本団体の活動内容の周知
- ・理事会や役員会の開催
- ・芸術監督による創作の方向や技術の指導、対話を中心に相互理解を深め内容のある作品とは何かを共に考えながら信頼関係を深める活動
- ・親子教室の活動
- ・企画展覧会、アート体験教室など老若男女、子どもたちが参加できるイベント
- ・レッスン、出張稽古。
- ・歌唱指導、演技指導等、舞台に立つ心得、マナー含めて指導。本公演以外に研究発表も行う。
- ・会員募集と会員の勉強会
- ・無料講習会開催
- ・意欲的な市民が集まって「上演台本創作委員会」を結成して共同創作を試みている
- ・公民館等で教室を開催予定
- ・小学校や学童保育、不登校教室などで、子ども達に向けて、民話を語る活動を年間を通じて実施
- ・現在の会員が若手の方へ話しかけ

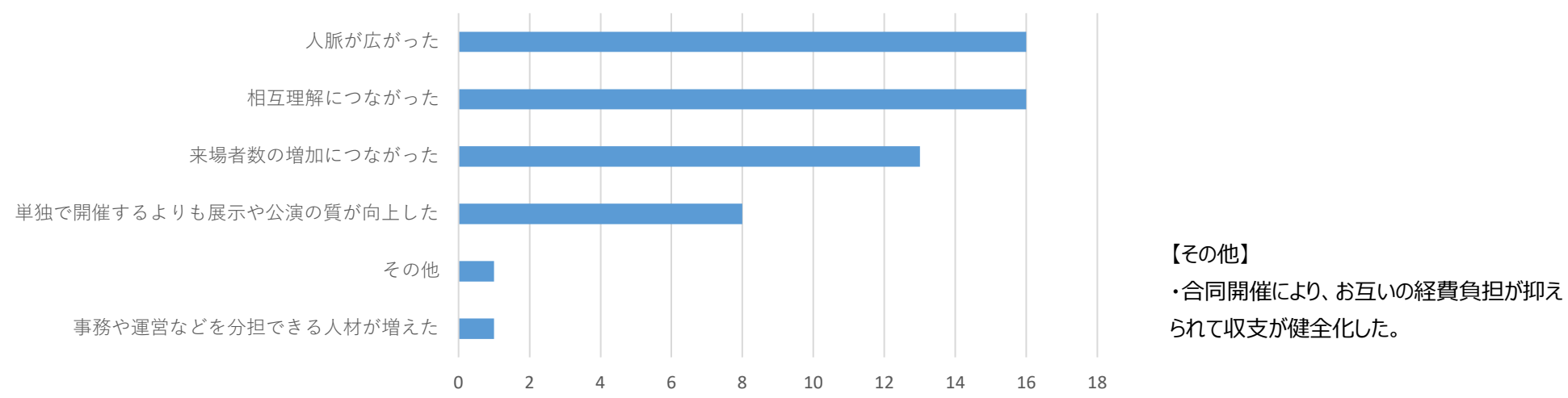
Q22 後継者育成のために、どのような取り組みが効果的だと思いますか（3つまで）



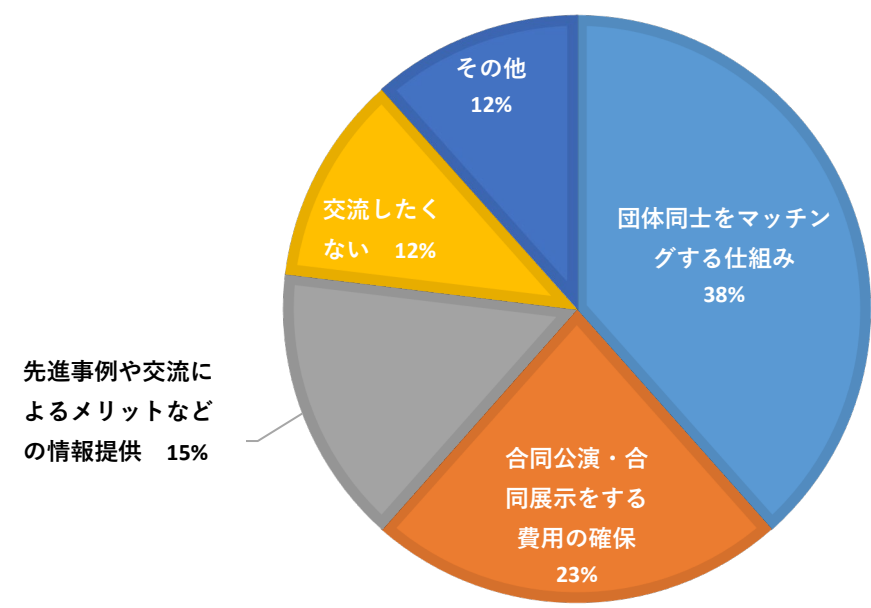
Q23 他ジャンルの芸術文化団体との交流（コラボレーションを含む）を行う事業や活動を行っていますか。



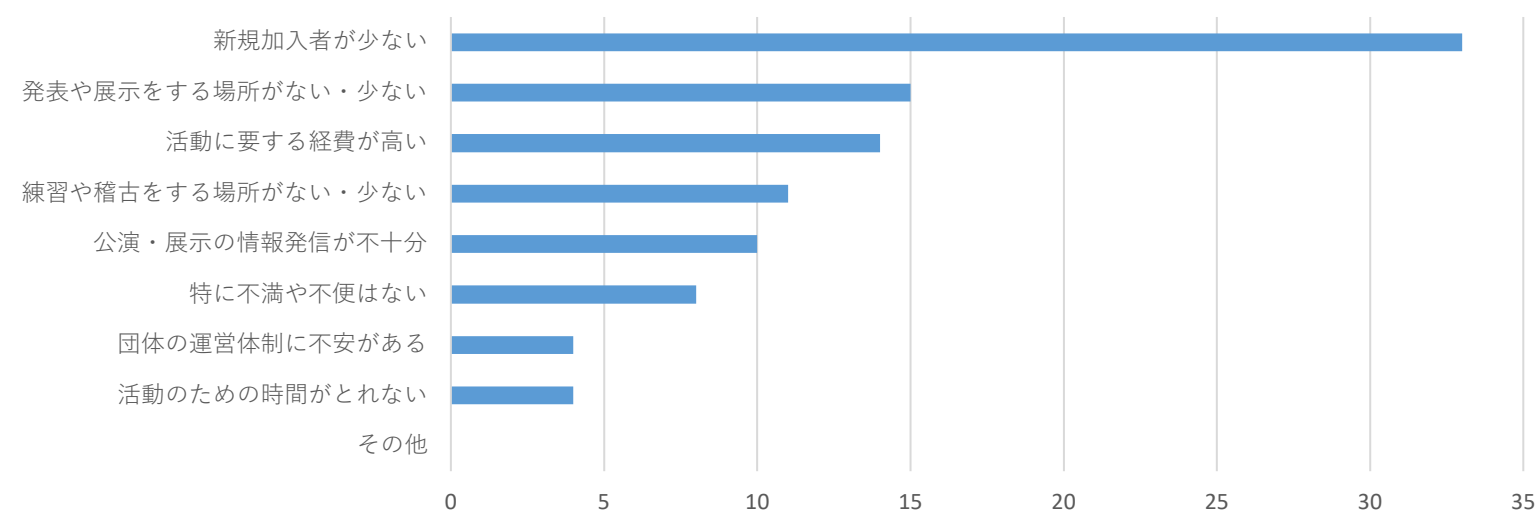
Q24 Q23で「行っている」と答えた方に伺います。他ジャンルの芸術文化団体と交流してよかったことはありますか。（3つまで）



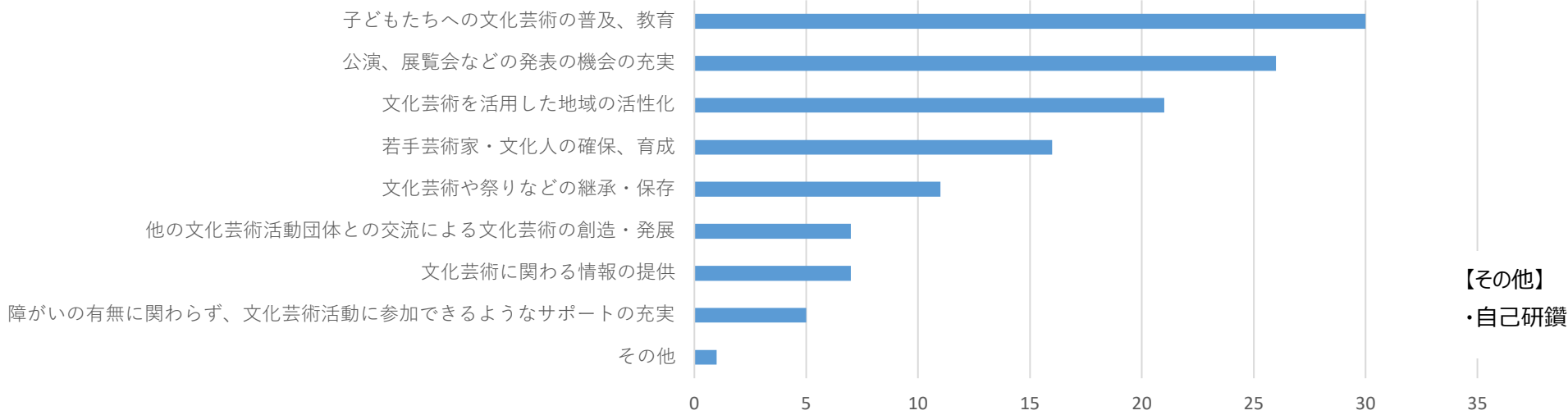
Q25 Q23で「検討中」「行っていない」と答えた方に伺います。他団体と交流するためにはどのような課題を解決すればよいでしょうか。



Q26 貴団体として事業や活動を行う際に不満や不便を感じたことがありますか。（3つまで）



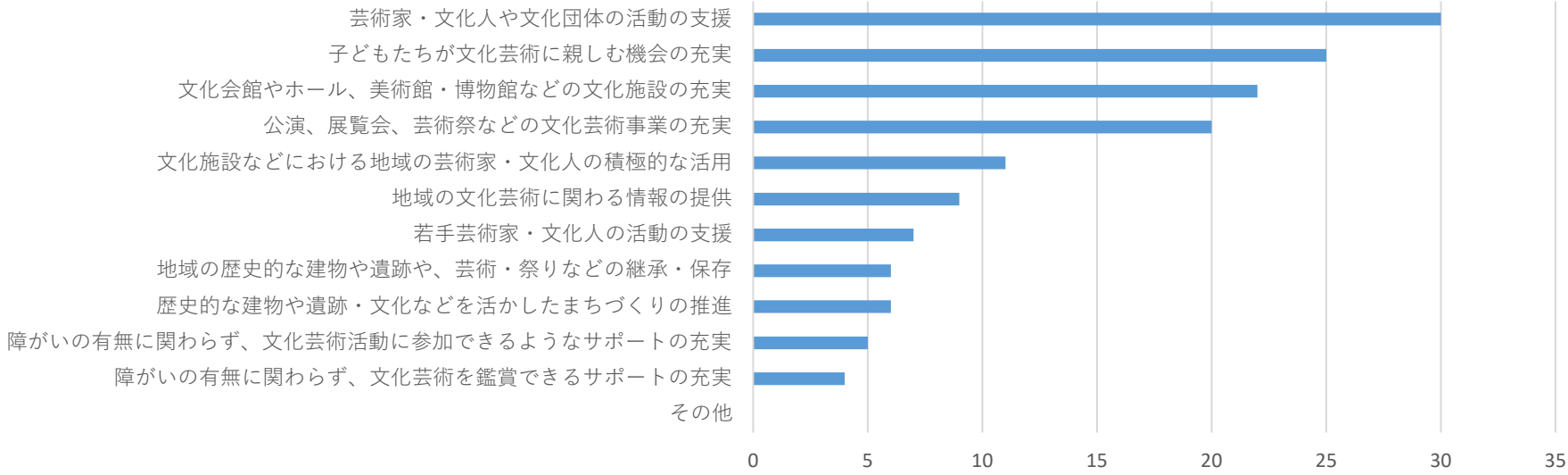
Q27 貴団体として、やっていきたいことや担っていききたいと思う役割は次のうちどれですか。（3つまで）



Q28 今後貴団体がやっていきたいことや担っていききたい役割に関して課題としていることや悩みごとがありますか。

- ・習得に時間がかかる箏、三味線、尺八等の楽器に魅力を見出せない人が多い
- ・会員の募集
- ・定期的に会報を出していきたいが、予算の制約があり、発行部数が限られてしまう
- ・市内で活動中の俳句結社の情報を把握できていない。相互交流を深めていきたい
- ・協会の意義、活動内容等をもっと認識してもらえよう活動していきたい
- ・会員の高齢化が進み、若い人たちの参加がない
- ・外部の演奏会に出演するべきか悩む
- ・オリジナル舞台芸術作品を創作する過程が一般的に理解されにくい。イベントと勘違いされてしまう。 地域、世代、ジャンルを点から線、面そして立体化するのに時間が思った以上にかかる
- ・能楽の普及低下で、新規会員が集まらないこと
- ・毎年開催の展覧会を正しく評価して、市川芸術祭・文化祭参加の認定を強く願う
- ・後継者育成
- ・公平性や活動内容についての評価基準を規定して、市民のための文化芸術を活発に行っている団体について、正しい評価を行い、市川市としてサポートする事が大切。会場費減免や活動補助費を増額する対応が必要と考える
- ・市川市主催の文化、芸術等はより公正な運営をしてほしい
- ・資金調達。ある程度のレベルを維持し、提供するには物理的に資金が必要だと言うことを理解して頂けないこと
- ・公演場所の獲得が難しい。文化会館のような場所が確保できない
- ・未来に繋げていくための子ども達への普及活動など、公演する場所が取りづらい。例えば無料だったり、文化庁の事業などでは、優先的に場所の確保ができるとありがたい
- ・さくら草の品種の保存
- ・少子化の影響で子どもの参加が減少したこと
- ・若い方たちに市川の民話をつなぐ活動に参加してもらう必要性を感じている
- ・実施スタッフの確保、専任スタッフの拡充
- ・外国の方をターゲットにしていきたい
- ・沢山の方に公演を知ってもらえる市役所のシステムがもっと一本化されているとよい
- ・他ジャンルとの共同開催があれば楽しい会となる
- ・芝居などの鑑賞は、映画などと比べてもチケット代高上がりで、日本ではまだまだ芝居鑑賞という習慣や生活の中での比重も低いいため、なかなか広がらない
- ・見てもらう機会をどう作れるか
- ・練習場所が少ない

Q29 市川市の文化芸術を振興するために、市が担う役割はどのようなことだと思いますか。（3つまで）



第2章 千葉県の文化芸術を取り巻く現状と課題

1 文化芸術を取り巻く諸情勢の変化

文化芸術を取り巻く社会情勢の変化として、県民が文化芸術に触れ、自ら取り組む場や機会の不足や少子高齢化等により文化芸術の担い手不足が課題となっている一方で、平成23年の東日本大震災や、令和元年の房総半島台風・大雨被害、令和2年の新型コロナウイルス感染症の拡大などを契機に、文化芸術が心の支えとなり、地域コミュニティの再生のきっかけとなるなどの役割が再認識されるとともに、文化芸術の鑑賞・表現手段においてオンライン（ICT²）の活用が一層進むなどの変化がありました。

また、令和5年6月から1年間にわたって千葉県誕生150周年記念事業を開催し、県内全域で、県内全市町村をはじめとした様々な主体が、本県ならではの新しい芸術祭など、地域の文化資源や観光資源を活用した様々なイベント等を実施したことから、県内外の方々に改めて千葉の魅力を認識していただく機会になったとともに、事業を通じて再認識された千葉の魅力や多様な主体による連携等の財産を着実に次世代に引き継いでいくことで、引き続き、千葉ブランドの創出・向上につなげていくことが期待されています。

なお、文化芸術施策に関わる国及び県の動向としては、次のようなものが挙げられます。

（1）国の動向

ア「文化芸術基本計画（第2期）『価値創造と社会・経済の活性化』」の策定

令和5年3月に、「文化芸術推進基本計画（第2期）『価値創造と社会・経済の活性化』」が策定され、国の文化芸術を取り巻く状況の変化や第1期基本計画期間の成果と課題をもとに、今後5年間（令和5年度から令和9年度まで）において推進する4つの中長期目標、7つの重点取組、16の施策群、これらの施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組が示されました。

イ「障害者による文化芸術の推進に関する基本的な計画（第2期）」の策定

令和5年3月に、「障害者による文化芸術の推進に関する基本的な計画（第2期）」が策定され、障害者芸術推進法に定められた11の施策について、前計画の取組状況や基本的な方針（障害者による文化芸術活動の幅広い促進、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化、地域における障害者の作品等の発表等による住みよい地域社会の実現）を踏まえながら、今後5年間（令和5年度から令和9年度まで）において総合的かつ複合的に推進する施策項目が示されました。

ウ「博物館法」の改正

令和4年4月に「博物館法」が改正されました。この改正は、平成29年に制定された文化芸術基本法において、博物館の充実が「文化芸術に関する基本的な施策」の一つとして位置付けられ、博物館の活動が文化芸術により生み出された価値の継承・発展や、新たな文化芸術の創造において役割を果たし得ることが示されたこと等、博物館に求められる役割が多様化・

² ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称

高度化していることを踏まえ、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直し、これからの博物館が求められる役割を果たしていくための規定が整備されました。

これにより、県では博物館資料のデジタル・アーカイブ化や、他の博物館等との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むこととしています。

エ 「文化財保護法」の改正等

令和3年4月に「文化財保護法」が改正されました。この改正は、文化芸術基本法の制定やユネスコ無形文化遺産保護条約の発効などを契機とした無形の文化財の保護についての認識の高まりや、生活様式の変化、少子高齢化等の影響による担い手不足と新型コロナウイルス感染症の感染拡大による文化財の継承活動への深刻な影響など、社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、国の文化財登録制度の分野の拡充（無形文化財及び無形の民俗文化財）及び地方公共団体による登録制度が法制化されました。

これにより、県では令和4年3月に「千葉県文化財保護条例」の改正を行い、また、令和5年1月には「千葉県文化財保存活用大綱」を改正しました。

オ 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定

令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定されました。このガイドラインは、少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営等や新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応等について国の考えが示されました。

これにより、本県でも令和5年3月に「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動と地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を策定し、学校を含めた地域全体におけるスポーツ・文化の整備のあり方や、新たな地域クラブ活動を推進するための考え方を示しました。

（2）県の動向

ア 組織改正

令和4年度に、東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを生かしてスポーツと文化を振興し本県の発展につなげていくため、環境生活部に「スポーツ・文化局」を新設しました。

局には、県民生活・文化課から文化部門、教育庁文化財課から学芸部門を移管し、「文化振興課」を新設するとともに、教育庁から博物館施設（美術館、中央博物館、現代産業科学館、関宿城博物館、房総のむら）を移管し、文化芸術振興の一体的な推進を図ります。

イ 「千葉県立美術館活性化基本構想」及び「千葉県立中央博物館みらい計画」の策定

美術館及び博物館を取り巻く情勢の変化や、それぞれ求められる役割の多様化等に対応し、更なる魅力向上と活性化を図るため、今後の運営方針として令和6年3月に「千葉県立美術館活性化基本構想」及び「千葉県立中央博物館みらい計画」を策定しました。

「千葉県立美術館活性化基本構想」では、県民に寄り添った魅力ある美術館として生まれ変わるため、「アートを問う」を理念とし、美術館が、人々が行き交い対話する場となり、千葉から未来へ新たな文化をつむぐことを目指しています。

また、「千葉県立中央博物館みらい計画」では、中央博物館が、県内博物館の中心となり、自然と歴史、文化に関する県民の知的需要にこたえ、生涯学習及び地域づくりに貢献し、ひいては科学の進歩・社会の発展に寄与することを目的としています。

ウ 「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」の施行

令和6年1月に「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」が施行されました。

この条例は、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会の形成を総合的に推進することを目的とし、基本理念、県の責務及び県民等の役割を定めています。

市川市文化会館

■電話 047-379-5111(市川市文化振興財団 ※指定管理施設)



市川市文化会館は、芸術文化の振興と市民福祉の増進のために、昭和 60 年、市制施行 50 周年の年に設置し、令和 2～3 年度に大規模改修を実施しました。大 (1,758 席)・小 (413 席) のホールをはじめとして展示室、会議室、練習室、和室、茶華道室を備えており、様々な活動に利用することができます。

昭和 60 年 11 月開館

■交通／総武線本八幡駅南口より徒歩 10 分・京成線京成八幡駅より徒歩 15 分・都営新宿線本八幡駅より徒歩 10 分

■所在地／市川市大和田 1-1-5

■休館日／毎月第 2・第 4 火曜日(祝日の場合は開館)・年末年始 ■開館時間／9:00～21:30

行徳文化ホール I&I(行徳公会堂)

■電話 047-701-3011(市川市文化振興財団 ※指定管理施設)



行徳文化ホール I&I は 639 席を備えたホールと 180 人収容の大会議室があります。この施設は第七中学校の老朽化校舎の建て替えに伴い行徳地区で市民の要望が多かった保育園、ケアハウスなどの福祉施設のほか、市民が集い、文化活動の核となるホールを備えた複合施設を PFI 事業で建設したものです(令和 2 年度 PFI 終了)。平成 16 年 10 月開館

■交通／東西線行徳駅より徒歩 5 分

天井等改修工事のため休館：令和 6 年 2 月～令和 7 年 9 月末(予定)

■所在地／市川市末広 1-1-48

■休館日／毎月第 1・第 3 火曜日(祝日の場合は開館)・年末年始 ■開館時間／9:00～21:30

全日警ホール(市川市八幡市民会館)

■電話 047-335-1542



全日警ホールは、市民の芸術文化活動などに利用できる施設です。施設内部は多目的に使えるホールをはじめ、展示室、練習室、会議室など様々な利用環境を整えています。また、第 1 展示室「中山忠彦メモリアルギャラリー」では市川市の収蔵作品等を展示しています。ネーミングライツ・パートナーを募集した結果、「全日警ホール」に決まりました。

■交通／総武線本八幡駅北口より徒歩 7 分・京成線京成八幡駅より徒歩 4 分・都営新宿線本八幡駅より徒歩 6 分

■所在地／市川市八幡 4-2-1

■休館日／毎月第 2・第 4 月曜日(祝日の場合は翌平日)・年末年始 ■開館時間／9:00～21:00

市川市芳澤ガーデンギャラリー

■電話 047-374-7687(市川市文化振興財団 ※指定管理施設)



市川市芳澤ガーデンギャラリーは、芳澤月恵氏より寄贈された約 1,000 坪の敷地に庭園を生かしたギャラリーとして開設いたしました。百樹園と呼ばれる緑豊かな庭園にたたずむ閑静なギャラリーで、館内には茶室も備えています。企画展以外の期間は展示室・茶室とも一般の方にご利用いただけます。

平成 16 年 9 月開館

■交通／京成線市川真間駅より徒歩 12 分・総武線市川駅北口より徒歩 16 分

■所在地／市川市真間 5-1-18 【入館時間および入場料は展覧会により異なります】

■休館日／月曜日(祝日の場合は翌日休館)・年末年始 ■開館時間／9:00～17:00

【庭園見学無料】

市川市木内ギャラリー

■電話 047-371-4916(市川市文化振興財団 ※指定管理施設)



市川市木内ギャラリーは、旧木内別邸の洋館部分を再築したものです。旧木内別邸は、明治後期から大正前期にかけての近代建築様式(和洋折衷様式)を残した建造物です。歴史的価値の高い建物を鑑賞していただくことをメインに据えながら、市民ギャラリー、音楽会などにご利用いただけます。

平成 16 年 9 月開館

■交通／京成線国府台駅より徒歩 8 分・総武線市川駅北口より松戸営業所行きバス「真間山下」下車徒歩 5 分

■所在地／市川市真間 4-11-4

■休館日／月曜日(祝日の場合は翌日休館)・年末年始 ■開館時間／9:00～17:00

【見学無料】

行徳ふれあい伝承館

■電話 047-314-8177



主屋は国の登録有形文化財である建物を保存、活用するため基礎を補強しました。神輿や行徳の歴史のパネル展示など文化を伝承、発信する場として一般公開しています。また休憩所では、主屋を見学した方が休憩や、市川市の特産品や行徳名物などの飲食ができるスペースとして利活用します。

平成 30 年 6 月開館

■交通／総武線本八幡駅南口発京成トラジット浦安系統行徳4丁目バス停下車徒歩0分

■所在地／市川本行徳35番7(旧浅子神輿店店舗兼主屋)・市川市本行徳37番13(休憩所)

■休館日／月曜日(祝日の場合は翌日休館)・年末年始 ■開館時間／10:00～17:00

【見学無料】

市川市郭沫若記念館

■電話 047-372-5400



中国の政治家で文学者でもある郭沫若。昭和初期に 10 年間須和田で暮らし、市川市と中国楽山市の友好の架け橋となりました。

市川市市制施行 70 周年を記念して、須和田 2 丁目にあった郭沫若旧宅を真間 5 丁目公園に復元し、「市川市郭沫若記念館」としてオープンしました。 平成 16 年 9 月開館

■交通／京成線市川真間駅より徒歩 15 分・総武線市川駅北口より徒歩 20 分

■所在地／市川市真間 5-3-19

■休館日／月～木曜日・年末年始 ■開館時間／10:00～16:00(入館は 15:30 まで)

【見学無料】

清華園(中山文化村)

■電話 047-333-6147



清華園は平成 4 年に石井はな氏から市川市へ寄贈されました。石井家は江戸時代の中頃の享保年間(1716～36)からこの地に住み、近代に入って文房具店と「清華堂」と名付けた書店を営み、中山町の発展に寄与されました。園内の遊歩道やあずまや、草花・樹木が楽しめるほか、庭園も憩いの場となっています。 平成 6 年 4 月開館

■交通／京成線京成中山駅より徒歩 2 分・総武線下総中山駅北口より徒歩 7 分

■所在地／市川市中山 4-14-1

■休館日／月～木曜日・年末年始 ■開館時間／9:30～16:30

【見学無料】

市川市文学ミュージアム

■電話 047-320-3334



文学ミュージアムは、通常展示室や企画展示室の他、作品や資料の閲覧ができる資料室、グリーンスタジオ(260 名)、ベルホール(46 名)、映像メディア編集室などの施設を併設し、市民の文化活動の発信拠点となっています。通常展示室では、市川ゆかりの作家について、映像や写真を交えてヴァーチャルに体験することができます。 平成 25 年 7 月開館

■交通／総武線本八幡駅、下総中山駅より徒歩 15 分・京成線鬼越駅より徒歩 10 分

■所在地／市川市鬼高 1-1-4 市川市生涯学習センター内(メディアパーク)2 階

■休館日／月曜日(祝日の場合は翌日休館)・年末年始・月末館内整理日 ■開館時間／10:00～19:30(資料室 17:00 迄)

水木洋子邸

■電話 047-320-3334(文学ミュージアム)



水木洋子邸は平成 15 年に逝去された脚本家水木洋子氏から生前の意思により市川市へ寄贈されました。市川市では平成 16 年 4 月より月に 2 日間一般公開しています。40 年あまりの水木氏の暮らしぶりとその業績、人柄を多くの方に知っていただきたいと思っています。 平成 16 年 4 月より公開

■交通／総武線本八幡駅北口より徒歩 13 分・京成線京成八幡駅より徒歩 9 分・都営新宿線本八幡駅より徒歩 14 分

■所在地／市川市八幡 5-17-3

■開館日／原則第 2・第 4 土・日曜日 ■開館時間／10:00～16:00

【見学無料】

市川市東山魁夷記念館

■電話 047-333-2011



東山魁夷記念館は、20 世紀を代表する日本画家・東山魁夷が生涯の大半を過ごした市川の地に、平成 17 年開館しました。輝かしい画業は市川の誇りであり、歩んできた人生、その人となりが魁夷の世界を形成していると言えるでしょう。当館では「人間・東山魁夷」をコンセプトに作品と資料を展示公開しています。 平成 17 年 11 月開館

■交通／総武線下総中山駅より徒歩 15 分・京成線京成中山駅より徒歩 10 分・京成バス北方下車 1 分

■所在地／市川市中山 1-16-2

■休館日／月曜日(祝日の場合は翌日休館)・年末年始 ■開館時間／10:00～17:00

作成：市川市 文化国際部 文化芸術課

市川市八幡 1-1-1

電話:047(318)9731

令和 7 年 4 月作成

文化芸術事業検討懇話会 委員

No	委員 区分	氏 名	現 職
1	1号	小笠原 永隆 氏	帝京大学 経済学部 観光経営学科 教授
2	1号	朽木 量 氏	千葉商科大学 地域連携推進センター長 総合政策学部 大学院 政策研究科 教授
3	2号	福島 治 氏	東京工芸大学 名誉教授 有限会社福島デザイン代表
4	3号	能村 研三 氏	市川市芸術文化団体協議会 会長 (公社)俳人協会・俳句文学館 理事長
5	4号	小坂 裕子 氏	(公財)市川市文化振興財団 理事 ショパン研究家
6	4号	鈴木 順子 氏	(公財)市川市文化振興財団 評議員 (公財)東京都歴史文化財団 東京芸術劇場 副館長

(委員区分、五十音順)

- 1号委員 学識経験のある者
- 2号委員 文化芸術の振興に資する活動を行う者
- 3号委員 市川市芸術文化団体協議会の推薦を受けた者
- 4号委員 公益財団法人市川市文化振興財団の推薦を受けた者

市川市文化芸術事業検討懇話会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の文化芸術事業の実施、見直し等を行うに当たり、学識経験のある者等による意見の交換を行うことを目的として開催する市川市文化芸術事業検討懇話会（以下「懇話会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見交換事項)

第2条 懇話会は、本市の文化芸術事業の実施、見直し等に関することについて意見の交換を行うものとする。

(開催等)

第3条 市長は、必要と認めるときは、懇話会を開催することができる。

2 市長は、前項の規定により開催する懇話会の主題に応じて、次に掲げる者の中から必要な者を懇話会の出席者として選出するものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 文化芸術の振興に資する活動を行っている者
- (3) 市川市芸術文化団体協議会の推薦を受けた者
- (4) 公益財団法人市川市文化振興財団の推薦を受けた者

3 前項に定める者のほか、市長は、必要に応じ、関係者に対し懇話会への出席を依頼することができる。

(懇話会の進行)

第4条 懇話会は、出席者の中から互選された者が進行するものとする。

(報償金)

第5条 市長は、懇話会の出席者に対し、報償金として日額9,100円を支給する。

2 第3条第3項の規定による懇話会の出席者に支給する報償金については、市長が別に定める。

(事務)

第6条 懇話会の運営に関する事務は、文化国際部文化芸術課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

(市川市文化人展選定懇話会の運営に関する要綱及び市川市文学ミュージアム
検討委員会の運営に関する要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 市川市文化人展選定懇話会の運営に関する要綱(平成23年4月1日施行)

(2) 市川市文学ミュージアム検討委員会の運営に関する要綱(平成25年 1
1月10日施行)

3 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。